

令和元年12月第4回室戸市議会定例会会議録（第2号）

1. 日 時 令和元年12月9日（月）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 河本 竜 二	2番 竹 中 真智子	3番 田 淵 信 量
4番 竹 中 多津美	5番 亀 井 賢 夫	6番 小 椋 利 廣
7番 脇 本 健 樹	8番 久 保 八太雄	9番 濱 口 太 作
11番 町 田 又 一	12番 堺 喜久美	

4. 欠席議員

10番 山 本 賢 誓

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	長 崎 潤 子
事務局次長兼班長	谷 村 直 人
議事班 主任	村 田 茉 莉
議事班 主事	中 島 健 太
議事班 主事	市 川 賢

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	久 保 寛 人
総務課長併選挙管理委員会事務局長	黒 岩 道 宏	企画財政課長	山 本 康 二
財産管理課長	西 村 城 人	税 務 課 長	西 岡 佳 久
市民課 長	上 松 富士樹	保健介護課長	辻 さおり
地域医療対策課長	松 下 善 徳	人権啓発課長	寺 岡 弥 生
産業振興課長併農業委員会事務局長	中 屋 秀 志	建設土木課長	岡 本 秀 彦
観光ジオパーク推進課長	和 田 庫 治	債権管理課長	山 崎 桂
防災対策課長	大 西 亨	会計管理者兼会計課長	濱 田 亮 士
福祉事務所長	小 松 達 也	教 育 長	百 田 貴 昌
教育次長兼学校保育課長	武 井 知 香	生涯学習課長	宮 脇 誠
水道局 長	森 岡 光	消 防 長	藤 本 昇
監査委員事務局長	中 岡 佳 子		

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（堺 喜久美君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。長崎議会事務局長。

○議会事務局長（長崎潤子君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

定数12名中欠席届1名、現在11名の出席でございます。

欠席議員は、山本賢誓議員、通院のためでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。河本竜二議員。

○1番（河本竜二君） おはようございます。

1番河本竜二。一般質問を始めたいと思います。よろしくお願いをいたします。

まず、1つ目、小・中学生、また室戸に在住して活躍をされている高校生の学業、スポーツ、クラブ等への支援について。

室戸市に在住、定住をしてもらい、教育、またはスポーツ・クラブ活動などで活躍をしてもらうためには、学業やスポーツ等で活躍している児童・生徒、そして家庭に対する支援は大変重要であると考えています。

そこで、室戸市に在住して活躍している子供たち、また家庭の負担を助けるための小学生のスポーツクラブや中学生のクラブ活動、高校生のクラブ活動等に対する支援はできないかをお聞きをいたします。

2つ目、学校給食費に対する支援について。

現在、室戸市では、保育所の園児に対する給食費を支援をしておりますが、児童・生徒を複数養っている家庭にとっては、給食費は大変な負担になっていると聞いております。そういったことへの支援が充実することは、室戸市にとって少子化対策の一つになると考えます。

そこで、保護者、御家庭にかかる負担を助けるための給食費等の支援はできないかをお聞きをいたします。

3つ目、英語に対する取り組みについて。

私は、11月に青少年自然の家で行われたイングリッシュキャンプを見に行きました。その様子を見て思ったことがあります。これからの時代、教育、特に英語教育がとても重要になってくると考えております。平和な世の中になるためには、国と国等の批判のし合いや核兵器を持つての威嚇、腹の探り合いを外交ではなく、豊かな教育だと考えています。それぞれの国が、豊かで思いやりのある教育を行えば、将来、その教育を受けた子供たちが、協力し、知恵を出

し合い、平和な世の中を築いてくれるのではないかと考えております。

そこで、現在、高知県は、英会話力が全国の平均よりもかなり低いと伺っております。室戸市は、その高知県の中でも低いと聞いています。英会話力は、これからの時代、とても重要であり、必要になると考えています。英語教育は、早ければ早いほどよいと思います。

そこで、英会話力を全国平均に上げるために、どのような取り組みをしているのか、室戸市独自で保育所など早い時期より英語教育等できないか、現在室戸市の中学校で、何校が英語検定の試験を受け、何人の生徒が受検し、また何人が英検の級を持っているのか、英語検定料は、保護者の負担なのか、市の支援はあるのか、検定に合格した子供たちが、大変励みになると思いますが、記念品の贈呈や広報への掲載などできないか、お聞きをいたします。

4つ目、室戸市の奨学資金について。

室戸市の奨学資金は、何十年も金額が上がっておりませんが、子供たちの教育に対する奨学金の額は、とても重要であると考えております。室戸に定住して進学をしてもらうためには、室戸に住めば子供たちにしっかりと教育を受けさせることができる奨学金制度がある、それがこれから先、重要になってくると思います。そうでなければ、便利で支援の厚い町へ家族全員で引っ越していく家庭が多数出てくると考えています。

そこで、室戸市に在住して活躍している子供たちが、十分な教育を受けることができるよう、奨学金の増額はできないか、お聞きをいたします。

5つ目、西部給食センターについて。

現在、西部給食センターは、オール電化となっているようですが、先日、千葉県でもあったように、停電になったことを想定しますと、蓄電システムやプロパンガスなどが必要になると考えます。

そこで、現在、室戸市内の給食センターはどのような状態であるのか、またどのような対処をしていくのか、お聞きをいたします。

6つ目、避難タワーについて。

現在、室戸市には、建設中のものも含め、津波から市民の命を救うための避難タワーが各地区にあります。雨風をしのげる屋根や壁がないと市民の方から声をお聞きをいたします。津波は、暖かい天気の良い昼だけ来るものではありません。極寒の冬の夜中、雨風の降っているときにも来ます。体力があり、元気な人ばかりではありません。体力のないお年寄り、体の不自由な方、小さな子供たち、いろんな方が避難をしてきます。市民の命を救うための避難タワーで命を落とすことがあってはならないと思います。

そこで、避難タワーに命を救うための屋根や壁の設置をすることはできないか、避難タワーに体の不自由な方のためにスロープ等を設置することはできないか、お聞きをいたします。

7番目、防災無線について。

現在、室戸市は、各地区に防災無線を設置をしておりますが、市民の方からは、何を言って

いるのか全然聞き取れない。また、全然聞こえない等の声を大勢の方からお聞きをしております。市民の命を守るための防災無線が、機能していない、役に立っていない状態にあります。

そこで、市民の命を一人でも多く救うためには、非常に重要な役割をする防災無線を創設するとか、室戸市の全ての家庭に無線が聞こえるように家の中にスピーカーの設備等を設置することができないか、お聞きをいたします。

8つ目、室戸市が抱えている財産について。

現在、勤労者体育館の駐車場横の空き地は、室戸市の所有になっておりますが、何年間も空き地状態になっており、活用されていないようであります。市民の方からは、何の目的のために高額の予算を出して議会の議決もなく購入をしているのか、疑問の声が上がっております。また、行政財産となっているため、目的外には使用ができない状態になっております。

そこで、お聞きをいたします。

この土地を購入するため、幾らの予算がかかったのか、市民に対しての報告も議会の議決もなく、なぜこういったことができるのか、こういった行政財産は、普通財産へと移行して、市民の方のためになるよう、活用していかなければいけないと思いますが、どのように考えているのか。また、このような遊休状態の行政財産が幾つもあると思いますが、これからどう活用し、処分をしていくのか、お聞きをいたします。

9つ目、コンサル料等軽減させるために設計等専門課の新設について。

6月の一般質問でもいたしました。過去5年間のコンサル料は、8億2,300万円であり、答弁では、民間との給与面の差や人材確保が難しいため、専門的な設計課はできないが、任期つき雇用で対応するとのお答えをいただいておりますが、計算をしてみますと、毎月約1,400万円もの予算を支出をしていることになっております。給与は、民間並みに支払っても、数十人雇うことが可能な金額であり、人材も確保できるように思います。

また、これも6月の一般質問でいただきましたが、設計変更や工期延長が余りにも多く、予算も約3億円と大きく追加をしております。これほどまで最初の契約との差が出ていますと、本当に専門家に依頼をしているメリットがあるのか、疑問に思います。民間では、業者は見積もりを出すに当たり、徹底的な地盤の調査、検査をした上で見積もりを出し、契約をいたします。契約以上の金額になれば、業者側の落ち度、責任で自己負担をいたします。自分の家を例えとして考えてみてください。工期が何カ月も遅延されたり、設計変更になるたびに金額が増額をする、そういったことが頻繁にあれば、納得ができるのでしょうか。市民感覚、一般感覚から大きくずれているように思います。5年間のコンサル料と追加予算を足しますと、約11億2,000万円という巨額な予算が支出をされております。この金額は、病院建設に係る8億円の予算を軽く賄うことができるほどの金額であります。市民のために予算をどのように使っていくのかは、市長の腕の見せどころだと考えております。

そこで、今後、これほどの予算の支出をするのであれば、専門職員を常勤で採用し、設計課

等を創設したほうが、室戸市と市民にとって大変プラスになると思いますが、市長の考えをもう一度お聞きをいたします。

10番目、義援金の制度について。

10月の台風19号で、ドライブイン夫婦岩が激しい風と波によって深刻な被害に遭われました。廃校水族館は、ドライブイン夫婦岩に対し、義援金を集めるために、本来なら冬に行う予定のイベントを前倒しをしてまで開催し、義援金を贈りました。

そこで、市民の財産と命を守り、そして困っている市民に手を差し伸べるのが行政の一番の責務かと考えております。今回の台風では、羽根町のナス農家のハウスも浸水して大変な事態になっておりました。そういった困っている市民に対して支援はできないのか、できないのなら、なぜできないのか、できない仕組みなら、できるような制度、仕組みをつくることができないのか、お聞きをいたします。

11番目、リフォームに対する補助金について。

現在、室戸市では、リフォームに係る補助金を年間1軒につき20万円で10軒分、200万円補助をしておりますが、市民の方からは、補助金20万円ではリフォームをしたくても自己資金が乏しいため諦めているという声を聞いております。市民の方に安心をして定住してもらうための対策として、9番で申しましたように、巨額なコンサル料等の予算を工夫をすることで可能ではないかと思っております。せめて1軒につき40～50万円、10軒で500万円ぐらいの予算にはできないかをお聞きをいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

○議長（塚 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 河本議員にお答えをいたします。

まず、大きな7点目の防災無線についてであります。

現在までの経過としましては、平成25年度に整備し、以後難聴地域への対策として、子局の増設や戸別受信機の設置を行い、これまでに屋外拡声子局96基、戸別受信機303基の整備がされております。また、放送内容を通話料無料で確認できる電話応答サービスを平成26年度から行っておりますが、依然として聞こえづらい、聞き取れない等の声が寄せられております。

防災情報の発信については、議員御案内のとおり、市民の生命と財産を守る上で重要な役割を果たすものでありますので、今後におきましては、これまでの戸別受信機の設置に加え、文字情報による周知の導入につきましても、ブロードバンド整備にあわせたシステムの検討などを進めていきたいと考えております。

次に、大きな9点目のコンサル料など軽減させるために設計等専門課の新設についてであります。

この件につきましては、以前にも議員から御質問をいただいたところではありますが、その際に私のほうからは、議員御指摘の設計課の設置は、ハードルが高いのではないかとお答えをさ

せていただいております。その理由としましては、一級建築士を職員として任用している他市におきましても、議員御指摘のような多額の経費を要する大規模工事については、構造計算等の必要性もあることから、どうしても外部コンサルタントに委託せざるを得ない状況となっていることがあります。また、財政面におきましても、事業の一環として発注をする測量設計等の委託業務については、国庫補助や地方債等の対象となりますが、市の職員の人件費については、対象とならないということもあります。

こうした状況等を総合的に判断いたしまして、専門の課を設置し、全ての設計を市が行うことは、ハードルが高いのではないかというお答えをさせていただいた経過がございます。しかしながら、議員御指摘のように、着手後の設計変更により、完成期日のおくれや工事金額が増額になるようなことは、たとえ正当な理由があったとしましても、決して望ましいものではないと考えておりますので、今後は一定金額以上の建築物の設計書については、設計委託業者から正式の引き渡しを受ける前に外部の専門機関に意見を求め、設計内容や積算方法の事前確認を行うことを徹底をし、工事着手後の設計変更による工期の延長などが生じないような体制づくりに努めてまいりたいと思います。

次に、大きな10点目の義援金の制度についてであります。

近年、全国的に自然災害が多発している状況の中で、被災者の生活再建に対する公助による支援の充実は、今後ますます重要になってくると考えています。

まず、本市の災害等に係る支援制度につきましては、室戸市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金などがございます。これは、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に準じた制度で、豪風、豪雨等の自然災害で、1市町村において5世帯以上の住居が滅失するなどにより、国で指定された場合、亡くなられた市民の遺族に対しては、災害弔慰金の支給、精神・身体に著しい障害を受けた方に対しては、災害障害見舞金の支給、そして被害を受けた世帯の世帯主に対しては、災害援護資金の貸付けができる制度であります。また、室戸市災害見舞金支給規則に基づく災害見舞金もあります。これは、災害救助法の適用を受けない程度の災害、火災等に対しての見舞金であります。見舞金の支給内容は、自然災害による住居の全壊・半壊や火災による全焼・半焼などが対象で、亡くなられた場合10万円、全壊・全焼の場合、1世帯5万円、半壊・半焼の場合、1世帯3万円などがあります。この制度は、実際に住んでいる家の全壊・全焼等が支給の対象であり、事務所や倉庫などの被害に対しては、支給の対象外となっております。

また、災害弔慰金等の制度以外での被災者への支援としましては、災害時に本市に寄せられた義援金について、室戸市災害義援金取扱要領の規定に基づき、配分委員会を設置し、被災者への公平な配分を確保する仕組みもあります。直近の事例では、平成26年の台風11号、12号災害に伴う高知県から配分をされた義援金を、62世帯に総額66万5,508円を交付しています。

また、現行補助制度の中では、議員の御質問にもあります、例えば農業ハウスが被災した場

合には、豪雨及び暴風雨により被災した農業用施設、機械の復旧を支援することを目的とする室戸市被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金や施設園芸農業の一層の推進を図るために、園芸用ハウス等の整備を支援する室戸市園芸用ハウス整備事業費補助金制度があり、直近3年間で19件の補助金を交付しているところであります。

今後におきましても、これら現行の支援制度に加え、災害の状況により、国の支援制度の最大限の活用も図るなど、被災者の生活再建の支援に取り組んでまいります。

私からは以上であります。教育長及び関係課長から補足答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（堺 喜久美君） 百田教育長。

○教育長（百田貴昌君） 河本議員に、大きな1点目の小学生、中学生、また室戸に在住して頑張っている高校生の学業、スポーツ、クラブ等への支援につきましてお答えいたします。

小学生のスポーツクラブにつきましては、現在、室戸市内で小学生を対象としているスポーツ団体は、室戸少年防犯剣道部やNPO法人むろとスポーツクラブのむろとミニバスサークル、室戸ジュニアピンポンなど、そしてスポーツ少年団に8団体が加盟をしております。その支援としましては、スポーツ少年団の発展と親睦などを図ることを目的として、室戸市スポーツ少年団に対して、本市より補助金を交付しております。この補助金を活用して、スポーツ少年団から加入している子供たちのスポーツ安全保険の保険料の全額補助を行っております。各種少年団等の活動に対する支援につきましては、各団体の活動の継続、維持などのあり方は、団体が主体となり、指導者、保護者である関係者、地域の中で考えていただくことが大切であると考えておりますが、市のスポーツ振興の観点から、必要な支援につきましては、関係者との協議を行ってまいりたいと考えております。

なお、特に功績があった選手に対しては、室戸市体育会賞において表彰し、受賞者を広報に掲載して、広く市民に周知することにより、少年スポーツの発展に努めてまいります。

次に、学校教育の一環として行われる中学校の部活動につきましては、異年齢との交流等により、人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が高いことも指摘されており、本市におきましても、各中学校で野球部や卓球部など、1から6種目の運動部活動を設置しております。この市内中学校への部活動の支援といたしましては、毎年480万円を中学校部活動振興費補助金として遠征費用等に支援いたしております。また、部活動指導員を配置するなどして、生徒の部活動の環境整備に努めてまいります。

次に、高校生の部活動につきましては、室戸高校では、女子硬式野球部を初め、多くの運動部活動が設置され、中学校の部活動と同じく、学校教育の一環として行われております。室戸市が行う室戸高校部活動への支援につきましては、高知県立室戸高等学校スポーツ振興支援事業費補助金として30万円を補助しており、主に女子硬式野球部のグラウンド借り上げなどに、



また室戸高校定時制補助金として、定時制のクラブ活動の補助を行っているところでございます。

今後におきましても、学校教育の一環として行われる中学校や高等学校での部活動につきましては、学習指導要領等にとり、環境整備や持続可能な運営体制等の構築を支援をしております。

次に、2点目の学校給食に対する支援についてであります。

現在、室戸市の学校給食は、本年9月より、中部学校給食センターが稼働し、市内全小中学校での給食実施が実現したところであります。給食費につきましては、小学校で1食250円、中学校で1食290円、年間では、食数によりますが、小学校で4万2,000円から4万6,000円程度、中学校では4万7,000円から5万3,000円程度となっております。学校給食の実施に必要な経費の負担につきましては、学校給食法の規定により、人件費及び給食の実施に必要な施設・設備の修繕費等は、学校の設置者が負担、それ以外の給食の食材料費等は、保護者が負担するものとされています。本市におきましても、この法の規定に基づき運用しているところであります。しかしながら、従来保護者負担とされている食材料費につきましては、過去の消費税の増税等にあわせて、給食費の改正を検討してきたところでございますが、本市では、保護者の経済的負担を考慮し、給食費は現在まで据え置きとしてまいりました。そのため、食材料費のうち、35%程度を市が負担をしているところであります。

また、経済的に困窮している世帯につきましては、就学援助費制度により、給食費の全額助成を実施し、御家庭の負担軽減を図っているところでございます。安全・安心な学校給食の供給を維持可能なものとするためには、現在行っている市の経費負担や助成制度を継続していくとともに、受益者負担として、保護者の方にも一定の給食費の御負担をいただくことが不可欠ではないかと考えております。

今後におきましても、学校給食が児童・生徒の心身の健全な発達に資するものとなるように努めてまいります。

次に、3の英語に対する取り組みについてであります。

英語教育につきましては、学習指導要領の改訂により、これまで外国語活動として取り組んできた小学校5年、6年生の英語学習が、来年度より教科化され、また外国語活動の開始も、小学校3年生からとなり、早期から英語力を身につけるための取り組みが開始されることとなっております。

本市におきましても、これまで以上に英語力の向上のための取り組みを充実させていく必要があると考えているところであります。

議員御質問の1点目の英語力を上げるための取り組みについてでございますが、各中学校において、全国学力・学習状況調査の結果等により、どの領域が弱いか、どんなつまづきがあるかを分析し、授業でつけたい力を明確にした授業づくりをしています。

市全体での取り組みといたしまして、外国語担当者会において、授業や単元のゴール姿を確認するための「CAN-DOリスト」を作成し、授業で身につけたい力を小中学校で共有し、授業改善に役立てています。

また、市内小中学校に外国語指導助手ALTを派遣し、生の英語に触れることや英語学習への動機づけ、英語力の向上につながるような授業づくりに取り組んでおります。

小学校からの英語教育の強化としましては、羽根小学校が県の英語教育推進事業の指定を受け、英語指導教員を配置し、市内小学校の英語の授業を巡回し助言を行ったり、共同で授業を実施するなどの取り組みや先進校の取り組み、効果的な指導方法など、各小中学校へ周知する活動を行うことにより、市内の英語教育の指導力向上につなげております。

次に、2点目の保育所など早い時期より英語教育ができないかについてであります。現在、本市におきましては、早期から英語になれ親しみ、英語学習への動機づけとなるよう、ALTが市内各保育所を訪れ、英語を使ったレクリエーションなどを通じた数時間、外国語活動に取り組んでいます。子供たちは、この活動を大変楽しみにしており、積極的にALTに話しかけるなど、国際的感覚を培うことや英語に興味を持つためのきっかけとなっております。本年度、羽根小学校の児童が参加したイングリッシュキャンプにつきましては、生の英語に触れ、英語学習への動機づけにもつながる有効な取り組みでありますので、来年度には、参加費用の補助のための予算を計上することとしております。

英語力向上の取り組みにつきましては、小中学校の連携を図りながら、グローバル化の進展に対応できる英語力、コミュニケーション能力を習得できるよう、充実・強化を図ってまいります。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 武井教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（武井知香君） 河本議員に、3の英語に対する取り組みについてのうち、中学校の英語検定に関する御質問と5の西部給食センターについて私のほうから御答弁させていただきます。

英語検定の受験状況でございますが、平成30年度は、市内全ての中学校から、延べ69名が受験をいたしております。本年度、令和元年度は、現在年間3回行われる検定中、これまで2回実施されており、延べ30名が受験しております。1月に実施される第3回の検定には、30人程度の受験を見込んでおります。

次に、本年度の室戸市内全中学生における英語検定の級の取得状況でございますが、実人数で5級が22人、4級が16人、3級が18人となっております。また、参考ですが、昨年度は、準2級、2級、準1級に合格した生徒も出ているところでございます。

検定料につきましては、中学3年生が受験する際、1人1回の検定料を市が負担し、受験の促進のために援助を行っているところでございます。

検定に合格した子供たちに、記念品の贈呈や広報への掲載をすることができないかというこ

とにつきましては、現在学校の中で合格した子供たちへの合格証明書の授与を行っており、そのような形で価値づけをすることや評価を行うことによって、本人の励みになるだけでなく、ほかの生徒への意欲喚起にもつながっていることから、今後も校内での取り組みを継続していくことが有効ではないかと考えているところでございます。

次に、大きな5点目、西部給食センターについてでございます。

室戸市内の学校給食センターの状態につきましては、西部学校給食センターは、ランニングコストが安価であることから、オール電化となっております。ことし9月から給食を提供しております、稼働しております中部学校給食センターにつきましては、炊飯機器のみがガスで、それ以外の厨房機器は電気を使用しております。

東部学校給食センターは、室戸市内の学校給食センターの中で最も古い施設でして、大半がガスの厨房機器でございます。この東部学校給食センターにつきましては、今議会に議案を提出させていただいておりますが、老朽化により、令和2年度より中部学校給食センターへの統合を予定しているところでございます。

次に、どのように対処をしていくのかについてでございます。

河本議員の御質問の中にありましたように、停電時の対策といたしましては、蓄電池システムやソーラーパネルの設置が考えられるところでございます。西部学校給食センターを稼働させる規模の蓄電池システムやソーラーパネルの設置となりますと、高額な費用がかかることや耐用年数が短く、蓄電池システムは約10年、ソーラーパネルは約20年で定期的な入れかえが必要になってくることなどから、導入については困難ではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 宮脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮脇 誠君） 河本議員に、大きな4点目の室戸市の奨学資金についてお答えします。

本市の奨学資金制度といたしましては、教育の機会均等を図り、文化の向上と社会の健全な発展を貢献する人材を育成することを目的として、高等学校以上の者に無利子の奨学金を貸与し、加えて大学進学を希望する者に大学入学準備金として、1人につき50万円を限度に無利子の貸与を行い、卒業の月の1年後より奨学金は10年以内、大学入学準備金は7年以内で償還していただいております。現在の月額貸与額は、高等学校は1万円以内、高等専門学校及び各種専門学校は1万6,000円以内、短期大学は3万円以内、大学、大学院は3万5,000円以内であり、これらの金額は、県内で同様に奨学資金を貸与している他市と比較しましても、特段低い金額ではない状況と捉えております。

御指摘の貸与金額の増額につきまして、現行金額から増額することとなりますと、比例して償還する金額が増加し、奨学生の負担増大につながるることとなります。しかしながら、議員御指摘の子供たちにしっかりと教育を受けさせることができる制度とすることは、重要であると

考えますので、さきに述べました課題などを踏まえて、検討してまいります。

なお、若者定住の施策の一つとして、平成30年度より、奨学資金返還支援交付金事業に取り組んでおります。内容としましては、室戸市奨学金を償還中の者で、室戸市に居住し、室戸市内で就業、もしくは室戸市から市外へ通勤しているなど、一定の条件を満たす者を対象に、当該年度に納付すべき奨学金が償還された後に償還合計額の10分の8に相当する額を交付しております。今後とも、同交付金事業の周知などに努めてまいります。

次に、大きな8点目の室戸市が抱えている財産についての1点目、室戸勤労者体育センターの駐車場につきましてお答えします。

御質問の駐車場用地につきましては、整備前は同センターの前の駐車スペースが少なかったことから、利用者が多い大会等の開催時には、近隣の施設等に無断で駐車するなど、周辺へ悪影響を及ぼしていたことから、駐車スペースの拡張を図ることを目的に、隣接する土地を取得して整備を行ったものであります。

土地の購入費につきましては、6筆で2,236万9,776円、面積は1,227.36平方メートルであります。

議会の議決につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条第1項で、土地の取得に係る議会の議決を要する事項は、1件5,000平方メートル以上のものに係る場合と規定されており、該当地の取得面積は、規定以下であったことから、取得に当たっての議決は不要となっております。

なお、駐車場整備に関連する予算につきまして、平成27年度12月補正予算で、事業内容について説明し、議決をいただいているところであります。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 大西防災対策課長。

○防災対策課長（大西 亨君） 河本議員に、大きな6点目の津波避難タワーについてお答えいたします。

まず、1点目の津波避難タワーに屋根や壁を設置することについてでございますが、津波避難タワーは、高台への避難が間に合わない方が避難するために整備された一時避難場所となっております。室戸市では、9時間以内に津波は引いていくと言われておりますが、大津波警報が解除されるまでの間は、一時避難所にとどまり、その後、避難所などに移動していただくこととなります。

議員御質問の屋根や壁の設置につきましては、荷重や風圧力に関する再検討が必要となることや現在の津波避難タワーの構造で対応できない場合があることなどから、備蓄倉庫に備えてあるブルーシートや毛布などで対応していただきたいと考えております。

次に、スロープの設置についてでございますが、現在スロープの設置されていない羽根戎町と室津東町の津波避難タワーにつきましては、地元の方との協議を踏まえ、近隣住民の方に配慮して、現在の設計となっております。新たなスロープの設置になりますと、別の建築物とし

て設計し、建設することとなりますので、用地の確保や荷重や耐浪性の確保、財源の確保など、困難ではないかと考えておりますが、来年度スロープがなくても昇降できる担架や避難車の購入に対する補助金を県に要望しているところでもあります。いずれにいたしましても、津波からの避難につきましては、避難した方々で助け合いながら逃げる、助かった命をつなぐといった共助の強化を図るため、訓練の実施や意識の啓発に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 西村財産管理課長。

○財産管理課長（西村城人君） 河本議員に、8点目の室戸市が抱えている財産についての中の行政財産を普通財産に移行して活用することについてお答えいたします。

行政財産は、市において、公用、または公共用に供し、または供することを決定した財産をいいます。また、原則貸付、交換、売り払い、譲与、私権を設定することなどができません。このことから、別の用途として、公用、または公共用に活用する場合は、次に所管する部署に管理がえを行い活用していくこととなります。これに対しまして、普通財産は、行政財産としての用途を廃止し、公用、または公共用に供することがないと決定した財産で、貸付、交換、売り払い、譲与、私権を設定することなどができるものであります。普通財産は、これまで一部貸付や売り払い、また行政財産に変更し利活用などしてきております。しかしながら、議員御指摘のように、遊休状態の公有財産もあり、今年度から令和2年度にかけて作成する室戸市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の中で、施設等の管理や活用方法などを検討してまいります。

次に、11点目のリフォームに対する補助金についてであります。この補助金は、平成26年度に、市民の生活環境の向上と市内住宅関連業者を中心とした地域経済の活性化を目的として制定されました。概要としましては、現に居住している住宅で、費用が30万円以上の工事で、工事費の20%を補助し、補助金額の上限を20万円としているものであります。また、財源と予算につきましては、市費100%で、ここ3年間では1年に200万円を計上しているところであります。

議員御提案の補助金の上限を引き上げることににつきましては、個人の資産形成の色が強くあらわれることと、これまでに補助制度を活用した方との差がつくこと、またこのような補助制度を制定している他市町村を調査した中では、限度額20万円が最も多いこともあって、現状を維持したいと考えております。

また、より多くの市民の方に御利用いただけるように、予算額につきましては、増額等を検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 河本議員の2回目の質問を許可いたします。河本竜二議員。

○1番（河本竜二君） 2回目の質問をいたします。

1番目、小・中・高でスポーツ、学業を活躍している子供たちを持つ親は、実際の声といた

しまして、市としては何の応援もしてくれないという声を聞いております。高知へ引っ越したほうがまじだと、そういった声もありますので、誰もが利用のできる支援制度をつくっていただきたいとお願いをいたします。

2番目、給食費の支援であります。室戸で子供たちを育てるのは、あらゆる面でとても大変であり、子供を欲しくても家計等の事情で控えている、そういった声も聞いております。少子化対策のためには、ぜひ必要な支援であると思っておりますので、よろしくお聞きをいたします。

3番目、英語に対する取り組みについて。

早くから興味を持たせることが大切であると思っておりますので、よろしくお聞きをいたします。  
奨学資金について。

室戸で在住し、働きながら子供たちを進学させることは、大変なことでもあります。在住、定住をして、進学をしてもらうためには、奨学金の額はとても重要であると思っておりますので、よろしくお聞きをいたします。

6番目、避難タワーについては、いろいろな仕組み、規則等で厳しいのはあると思っておりますが、命より優先されることはありません。どうすればできるのか、知恵を絞っていただき、ぜひ命を守る避難タワーにしていいただきたいと、そのように思います。

8番目の市が抱える財産について。

今室戸市は、市民の方からいろんな疑問や疑惑等が持たれて注目をされております。駐車場等が足りないということですが、私が聞いている話ですと、年に一、二回足りないことがあったという話を聞いております。歩いて数分のところに保健福祉センターやすらぎ等があり、2,200万円もの予算を出してまで取得をし、また別途に整備をする予算をかけておりますが、一般常識、市民感覚からはかけ離れており、市民の方が到底理解、納得のできる理由ではありません。

そこで、お聞きをいたします。

5,000平米、1,500坪超以下なら議会の議決は必要ないとの条例、規則があるようですが、市民の方からこのような疑問や疑惑を持たれないためにも、議会の議決を得られるよう、条例、規則の変更等はできないかをお聞きをいたします。

9番目のコンサル料等の新設についてであります。これはコンサル、また建設会社、また公共工事等については、市民の方はとても関心を持って注目しております。誰もが理解、納得のできる市民のためになる予算づくりを市長、執行部にお聞きをしたいと思っております。

10番目、義援金の制度について。私は困っている市民に対して、手を差し伸べるのが行政の一番大切な仕事だと考えています。室戸に安心して暮らせるまちづくりのためにも、市民が困ったときには、5世帯以上とか、そういうことではなし、市がしっかり個人に対しても支援、サポートをしてくれる、そういう体制づくりをすることで、市民の方に定住、在住をしてもらう一つの対策になると思っておりますが、そのところどうでしょうか、お聞きをいたします。

リフォームに対する補助金について。

リフォームの補助金に限らず、他の市町村ができて、室戸市ではできていないということがあってはいけません。移住・定住をしてもらうための対策の一つとして、とても重要なことだと考えております。リフォームの工事にいたしましても、住宅関連業者とか建設会社だけではなく、個人で活躍をされている建設業の方、大工、左官さん等参加ができる仕組みにしなければいけないと思いますが、今後どのように考えているのか、お聞きをしたいと思います。

これで2回目の質問と要望を終わります。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 河本議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

各質問項目は9点ぐらいあったのではないかと思いますけれども、質問としては3点ほどだと受けとめました。あと各項目の要望のありましたことは、また内部で協議もしながら適切に対処していきたいと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質問となりました1点目でありますけれども、駐車場の関係で、議会に諮らなければならない条例等の関係の指摘、5,000平米あるいは2,000万円といった決まりのあることを、室戸市民の理解の得られるような条例等の変更、見直しができないかという問いであったと思います。そのことにつきましてまずお答えをさせていただきますけれども、1回目の答弁でもございましたように、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条第1項につきましては、地方自治法施行令第121条の2によりまして、財産の取得又は処分の種類及び金額について定められております。土地につきましては、1件500平方メートル以上のものに係るものに限ると定められており、金額についてはその予定価格が2,000万円を下らないものと規定をされているものでありまして、本条例は、室戸市の条例は、地方自治法施行令に沿ったものとしているところでございます。

2点目の質問となりましたのは、義援金についてのことであります。

この問題につきましては、私のほうからも答弁させていただきましたけれども、本当に災害に遭った市民の方々につきましては、大変な状況を抱えるということで実情もわかります。現在、国・県、また市で抱えております補助事業の精査をしながら、今後またできる対応については前向きに考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3点目の質問となりましたのは、リフォームについてでありまして、他市でやっていることを室戸市ができないというのはおかしいのではないかといたした御指摘も加えての質問でありました。それとあわせて、地元の個人事業者、大工さん等の仕事といったことも考えられての対応をという御質問でありましたけれども、この点につきましては、御指摘もありましたように、市のほうでも実に個人事業者あるいは大工さん等の仕事にもつながるような配慮をしながら事業を推進しているところでございますので、御理解賜りますようによろしくお願ひ申し上げたいと思います。以上でございます。

大変失礼いたしました。

先ほどの面積でありますけれども、5,000平方メートルといった基準を500平方メートルと間違えていたようでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（塚 喜久美君） これをもって河本竜二議員の質問を終結いたします。

健康管理のため、11時15分まで休憩いたします。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（塚 喜久美君） 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、亀井賢夫議員の質問を許可いたします。亀井賢夫議員。

○5番（亀井賢夫君） 5番亀井。本案について本定例会におきまして通告に従い一般質問を行います。

順次質問に入らせていただきます。

大きな1、自然災害、地震、台風に対策について。

(1)土砂災害、山腹崩壊についてお伺いします。

南海トラフ巨大地震の発生確率が、この30年以内で70%から80%近くまでに引き上げられてきております。南海トラフ巨大地震の発生周期については、過去のデータによると、おおむね100年から150年ごとに発生しており、震源域が近い東南海地震や東海地震と同時、または数十時間から数年の時間差で発生しております。南海地震発生の確率が高くなった今、私たちの暮らす高知県の地形は、北側の県境に四国山地がそびえる一方で、南側は太平洋に面する700キロ以上の海岸線を有するなど、全域が山と海に囲まれた弓なりの形状となっております。地形的には、平たんな土地が少なく、山地面積率が85.5%と多く、その豊かな自然に恵まれている一方で、災害の起こりやすい地域でもあります。その県の北側にできた高い山々の地質は、主に砂岩、泥岩、片岩が分布してつくられており、地質となっている岩盤は割れ目が多い崩れやすい土地の傾向となって構成されております。そのような土砂災害の起こりやすい地形でできている四国山地に向かって、4月から9月にかけて南側から太平洋の湿った空気が集中的に流れ込むため、高知県の年間降雨量の平均が2,500ミリ以上となる全国有数の多雨地域という気象特性になっております。小谷の多い本県では、表層崩壊や深層崩壊、そして河道閉塞によりこの二、三年の災害では、県東部が大きな災害を受けているのは皆さんの知ってのとおりであります。特に、我が室戸市では、土石流や地すべり、急傾斜地の崩壊、崖崩れ等による土砂災害、山腹崩壊が非常に多く、集落や民家の裏山のほとんどが土砂災害危険箇所の指定を受けております。

そこで、お伺いいたします。

まず初めに、①として、県が指定している室戸市の土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇



所、そして地すべり危険箇所と山腹崩壊危険地域等に指定されている地域名と指定件数についてお聞かせください。

次に、②として、安芸土木事務所と安芸林業事務所が、発注された急傾斜地崩壊事業と治山事業の過去5年間の発注状況、工事名と場所についてお聞かせください。

そして、ことしの発注件数と工事場所と県へ要望された件数もあわせて答弁をお願いします。

③として、事業要望の説明になりますが、本市の地形は、平たん地が少ない関係上、山や崖、そして谷川の近くに民家が多く立地しております。近年、その裏山のほとんどに草木が茂り、転石、落石が多く、危険な状況となってきたことから、住民の方より山腹工事の声をよく耳にしております。市の担当課には、何件か要望や相談等がされていると思うのですが、人的被害が大きくなる前に、事前防災、予防対策は考えられないのでしょうか。危険地域の下には、災害避難所や避難経路、そして民家も並んでいます。市の事業採択への取り組みについてお聞かせください。

そして、国・県への要望は、どのようにされているのでしょうか、あわせて答弁をお願いします。

次に、(2)国道55号の台風、高潮被害についてお伺いします。

太平洋に突出した室戸岬の東側に位置する高岡・三津・椎名地区と本市の東の端に位置する佐喜浜地区の4つの集落は、延長20キロ足らずの海岸沿いに、防潮林や防風林、そして海岸堤に守られて小さな一つの町として点在して形成されております。それらの4つの地域の主な産業は、通称大敷と呼ばれている定置網漁業が主体であり、港の周りに地域の中心部が集中して、漁師の町として発展してきました。この4つの集落間をつなぐ道路としては、国道55号の1路線だけであり、特に三津－椎名間と椎名－佐喜浜間は、国道の大部分が海岸堤と併用、もしくは海に近い防潮堤に接した状態でつくられております。その一本の国道が、2018年の台風20号、21号、そして24号と続けて襲来した3台風や2019年8月の10号台風、そして10月の土佐湾沖を通過した台風19号では、三津－椎名間が高波の影響により一時交通規制が出されるなど、特に被害の大きい椎名－尾崎間と尾崎－都呂間では高波による瓦れき類の打ち上げ等により、国道の全面通行どめはもちろんのこと、海に近い民家や倉庫、工場にも被害が及び、住民の避難が余儀なくされたとお聞きしております。

そこで、お伺いします。

①三津の岩谷川付近と椎名の荒神谷川付近、そして佐喜浜町の都呂、大谷付近の国道55号は、台風時はもちろんのこと、高潮や高波の越波被害を何度も受けて、毎回通行どめになるなど、関係住民及び国道の利用者は大変困っております。市の災害対策本部は、この状況を把握されていると思うのですが、国道管理者と越波対策について協議をされたことはあるのでしょうか。そして、四国地方整備局や土佐国道事務所に要望はされているのでしょうか。この国道

被害についてどのように取り組みをされているのか、詳しくお聞かせください。

②越波による被害で防風林や保安林、そして海岸堤が崩壊しており、家屋や工場の被害報告も出されているとお聞きしております。災害復旧工事や越波対策について、防潮堤、防波堤の管理者と協議はされているのでしょうか。これは、安芸土木事務所と安芸林業事務所が担当になると思います。被害を受けた住民は、大変気にしております。現地調査はされたのでしょうか、取り組み状況について詳しくお聞かせください。

③越波や豪雨により、佐喜浜町入木から東洋町の野根間がよく通行どめとなります。解除まで車中泊になることも多々あり、運転手からの苦情をよく耳にします。市として休息ができる休憩所や便所等の建設は考えられないのでしょうか。またはできないのでしょうか。入木の夜間の通行どめについて、市としての取り組みをどのように考えられているのか、お聞かせください。

次に、大きな2、老朽住宅除却事業について。

(1)緊急道路や避難道路に面した古い空き家対策についてお伺いします。

私たちの暮らしている佐喜浜地区にも、少子高齢化、そして人口減少などを背景に、増加する人の住まない古い空き家問題が地域の住民や近くに住むお年寄りの人たちの間で話題となっております。人の住まない民家は、防犯面や景観面のリスクやマイナス面に加え、倒壊の危険性は言うまでもなく、空き家となった古い家の管理については、放置された状態が長く続くとシロアリや雨漏り等により地域の人や周りの家への迷惑がかかることや、管理や修繕が難しくなることが指摘されております。特に、民家が密集している地域については、台風のときはもちろんのこと、通常の悪天候でも落下物や飛散物があるなど、古くなった空き家に接している市道を生活道路として利用している人たちは、日常生活に支障が出るなど、出入りのない空き家については大変気になっているようです。

そんな状況を踏まえ、本市は国の補助事業である空き家対策総合支援事業の補助金を活用して、毎年老朽化した民家の取り壊しを募集し実施しております。取り壊し事業の基準対象となり得る民家は、国の判定の手引に基づき、構造の腐食、または破損の程度、そして防犯上、または避難上の構造の程度などを判定基準として、崩壊の危険が高い家を外観目視により判断して、評点の高い家の採択している旨の説明がされております。

そこで、お伺いします。

まず初めに、①として、近年、高知県に関係する地震の発生件数が徐々に多くなってきています。防災・減災対策を考えた場合、避難経路に接している古い民家の取り壊しを優先、または採択評点を高くするべきと思うが、担当課の考えをお聞かせください。

次に、②その評点の仕方になりますが、老朽住宅除却事業の当市の目的が、老朽化した住宅や不良住宅を取り壊すことによって、住環境の整備改善及び地域の活性化を促進することで募集されており、道路整備等が行われている道路に接した古い民家は、環境整備が進んでおり、

採択基準となる募集目的の評点が低いのではないのでしょうか。説明をお願いします。

③、①、②の問いに関連しますが、隣の町村役場の老朽住宅除却事業の募集目的等について、担当課の職員の方から説明をお聞きしました。担当職員の説明では、南海地震等の関係から、防災性や防犯性を向上させる目的で取り壊し住宅の募集をしており、崩れ落ちそうな住宅や災害時に住民が避難するのに危険度が高い上位の家から助成しているようです。本市と取り壊しの目的が少し異なるようですが、取り壊しの判定基準、評点のつけ方について、他の町村役場と比べてどう思うのか、担当課の考えをお聞かせください。

④この住宅除却事業の過去5年間の申込件数と採択件数を年度別に分けてお聞かせください。

また、不採択となった件数の中に、2年以上続けて申し込みをされている件数と2年以上不採択になった件数、そして不採択になった理由についてあわせて答弁をお願いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 亀井議員にお答えをいたします。

大きな1点目の(2)国道55号の台風、高潮被害についてであります。

平成30年に発生した台風20号、21号、24号の襲来により、海岸防潮堤を高潮が越波し、一般国道55号が各区间で一時全面通行どめとなり、地域の住民生活や地域経済に多大な影響を及ぼしたところであります。特に、入木海岸や吉良川海岸、羽根海岸では、一般国道55号や背後地の住宅、また流木や飛石によるビニールハウスへの被害が発生をしました。また、菜生海岸の高浜地区につきましては、以前家屋の倒壊や人命被害もありましたが、今回も住家や倉庫が全半壊となるなど、高潮による被害で非常に危険な状況下となっております。このことについて、平成30年10月と11月に、海岸防潮堤の越波対策について、高知県へ早急に対策していただくように要望を行ってきたところであります。この要望について、高知県では、平成31年度に越波対策事業で防護柵工を羽根、室津港、菜生、入木海岸で総延長626メートルを、また三津漁港海岸や椎名海岸では、防潮堤のかさ上げ工等の越波対策の施工を実施していただいているところであります。そして、ことしにおいても、議員御案内の8月の台風10号や10月に発生した台風19号においても、一般国道55号の各区间で全面通行どめとなるなど、地域の住民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしているところであります。

議員御質問の1点目の土佐国道事務所との越波対策について協議は、本年11月に高知県土佐国道事務所、当市の三者により、要望の進め方について担当者間で協議を行っていただきました。私の思いは、越波対策はもちろんのこと、南海トラフ巨大地震による津波を想定した代替道路の整備を考えておりますが、地形的なことや事業費の面などハードルも高く、まずは越波区間の防災対策として、消波ブロック等の設置など、局部的な改良を要望しながら、国に対しては、抜本的な対策として、代替道路整備など、当市の命の道である一般国道55号が、安全で

被害なく通行できるよう、市議会議員や県議会議員、国会議員、地元関係者等の御協力をいただきながら、腰を据えた要望活動に取り組んでまいります。

次に、3点目の休憩所や便所等の建設については、一般国道55号の通行どめが長期間に至る場合は、最寄りの公共施設での利用をお願いしたいと考えておりますが、今後各地域の振興計画等にあわせ、より利便性の高い環境づくりに取り組んでまいります。

私からは以上であります。関係課長から補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（塚 喜久美君） 岡本建設土木課長。

○建設土木課長（岡本秀彦君） 亀井議員にお答えします。

大きな1点目の自然災害、地震、台風対策についての(1)土砂災害、山腹崩壊についてと(2)の国道55号の台風、高潮被害の2点目の災害復旧工事と越波対策の取り組み状況については、私のほうからお答えをいたします。

まず、(1)の土砂災害についてであります。

議員御案内のとおり、本市は総面積のうち、山林が約86%を占め、多くの箇所では急峻な地形が集落の背後まで迫っており、土砂災害が発生しやすい状況にあります。

御質問の1点目の県が指定している室戸市の危険箇所についてであります。高知県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある斜面や溪流の地形、土地の利用状況等について調査を行い、土砂災害のおそれのある区域である土砂災害警戒区域、イエローゾーン及び建築物に損壊が生じ、住民等の生命、または身体に著しい危険が生じるおそれがある区域である土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンを指定しております。

令和元年8月末現在の本市での指定状況であります。イエローゾーンに指定されている土石流危険箇所は、佐喜浜地区で18カ所、室戸岬地区で47カ所、室戸地区で33カ所、吉良川地区で48カ所、羽根地区で1カ所の計147カ所となっております。

なお、羽根地区においては、一部しか指定しておらず、本年度中に指定予定とお聞きしております。

また、急傾斜地崩壊危険箇所は、佐喜浜地区で52カ所、室戸岬地区で49カ所、室戸地区で79カ所、吉良川地区で57カ所、羽根地区で1カ所の計238カ所となっております。

地すべり危険箇所については、指定されている箇所はありません。

また、山崩れや落石等による災害が発生するおそれがある山腹崩壊危険地域は、佐喜浜地区で47カ所、室戸岬地区で53カ所、室戸地区で47カ所、吉良川地区で62カ所、羽根地区で55カ所の計264カ所となっております。

なお、本市には、8月末現在で土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンであります。これに指定されている箇所はありません。

次に、2点目の安芸土木事務所と安芸林業事務所の過去5年間の発注状況と本年の発注件数

及び県への要望件数についてであります。

まず、急傾斜地崩壊対策事業は、佐喜浜町中里地区において、平成25年度より工事着手し、令和3年度に完成予定となっております。令和元年までに10件の工事を発注しております。

次に、治山事業につきましては、復旧治山工事として、平成25年度から平成27年度まで、吉良川町傍土が3件、平成26年から28年度まで佐喜浜町白壁で2件、平成29年から令和元年度まで、吉良川町蔵ヶ谷で2件、予防治山工事として、平成25年度から平成28年度まで、室戸岬町津呂で3件、平成26年度に吉良川町黒耳で2件、林地荒廃防止工事として、平成26年度に吉良川町長者野で1件、平成28年度に羽根町中川内で1件、平成29年度から令和元年度まで吉良川町貝川で2件、平成30年度から令和元年度まで、佐喜浜町山口で2件、また県単治山事業で、平成26年度から平成30年度まで、佐喜浜町入木地区ほか4地区で6件の工事を実施しております。これらを含めて、治山事業は過去5年間で14地区、20件の工事を発注しているとお聞きしております。令和元年度におきましても、佐喜浜町中里地区で引き続き急傾斜地崩壊対策工事を、また治山工事においても、継続事業で吉良川町貝川及び蔵ヶ谷、佐喜浜町山口の3地区で3件の工事を実施しているところであります。

次に、高知県への治山事業の要望につきましては、毎年行っており、令和元年度の要望箇所数は58カ所、令和2年度は61カ所となっております。

また、年度途中で新たな要望箇所があった場合でも、随時追加要望を行っております。

次に、3点目の事前の予防対策や市の事業採択への取り組み、国・県への要望についてであります。

まず、事前の予防対策として、地元常会や地権者より通報があった場合、職員による現地調査を行い、比較的小規模な山腹崩壊や住宅の裏山の石積みの腹膨れ等につきましては、県単独補助事業の山地災害防止事業や「がけくずれ」住家防災対策事業の補助事業を活用しております。これらの事業については、山林所有者の土地の使用や支障木の伐採の承諾、受益者負担等が必要となっております。

また、山腹の亀裂や崩壊面が大規模なものについては、県営治山事業での要望を行っており、安芸林業事務所職員とともに現地確認を行い、速やかに県営事業で対応をしていただいているところであります。治山事業の要望件数は、非常に多く、その中で突発的な災害等は除き、補助事業に該当する事業は、計画的に推進していただいているところであります。本市でも早急に事業着手していただくため、土地所有者の承諾や保安林指定の同意等の確認などについて、協力を行っているところであります。今後におきましても、土砂災害の危険箇所の的確な把握に努めるとともに、対策事業が計画的に推進され、市民の皆様が安全・安心に生活できるよう、県に対し要望を行ってまいります。

次に、大きな1点目の(2)国道55号の台風、高潮被害についての2点目の災害復旧工事や越波対策の取り組み状況等についてであります。

まず、海岸線を管理したとの越波対策の協議については、先ほど市長のほうから答弁がありましたので、割愛させていただきます。

次に、本年8月の台風10号やまた10月の台風19号の災害復旧工事の協議については、室戸岬より東部の海岸防潮堤は、高知県や土佐国道事務所とともに現地調査を行いました。この高波による海岸堤に漂着した土砂や市が管理する普通河川の河口部から水際までの土砂の撤去等について、土佐国道事務所や高知県に御協力していただき、本市におきましても、普通河川の河口部から漂着したごみや流木等の撤去を現在実施しているところであります。

台風19号で被災した一般国道55号については、越波による飛石やごみの撤去は、あらかじめ処理しており、道路施設は、令和2年3月末には復旧が完了する予定であるとお聞きをしております。

また、高知県でも、台風19号の波浪による公共土木施設が被災しており、海岸施設災害で、①として淀ヶ磯海岸復旧工事、復旧延長31.2メートル、工事概要は、海岸堤防の復旧工事、②として、入木海岸災害復旧工事、復旧延長は39.5メートル、工事概要は、同じく海岸防潮堤の復旧工事であります。港湾施設災害では、佐喜浜港湾の沖第2防波堤、復旧延長10メートル、工事概要は、上部工の復旧工事であります。漁港施設災害では、椎名漁港の沖防波堤、復旧延長63メートル、工事概要は、消波工の設置工事であります。三津漁港の護岸B、復旧延長53メートル、工事概要は、護岸の復旧工事であります。同じく、三津漁港で2号西防波堤、復旧延長18メートル、工事概要は、上部工復旧工事であります。⑦として、同じく三津漁港の4号沖防波堤、復旧延長87メートル、工事概要は、消波工設置工事であります。⑧として、高岡漁港の4号沖防波堤、復旧延長は30メートル、工事概要は消波工設置工事であります。⑨として、行当漁港の沖防波堤で、復旧延長35メートル、工事概要は消波工の設置工事であります。

以上の9カ所で、これらの土木施設災害は、本年度中に災害査定を受け、事業費の決定が令和2年1月末に通知があり、国の割当配分にもよりますが、3月より工事発注をし、令和3年3月末に完成予定であるとお聞きをしております。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 西村財産管理課長。

○財産管理課長（西村城人君） 亀井議員に大きな2点目の老朽住宅除却事業について、(1)緊急道路や避難道路に面した古い空き家対策についての①、お答えします。

①避難経路に接している古い民家の取り壊しについて、本市が実施しています空き家となった民家の取り壊しは、国の空き家対策総合支援事業補助金等を受けて、老朽住宅除却事業費補助金交付事業を実施しているところであります。

制度の概要といたしましては、避難経路に接していることを要件として、国土交通省発行の判定の手引に基づき、構造の腐食、または破損の程度、防火上、または避難上の構造の程度などを測定基準として、柱や屋根、外壁等の傾斜や破損、または変形により著しく崩壊の危険性が高くなっているなど、外観目視によって判断できる項目による評定を行い、その評点が

100点以上のもので国における不良住宅と同等のものを老朽住宅と位置づけ、補助を行っているところでもあります。

なお、老朽住宅と判定された住宅においては、予算不足を理由に不採択とすることがないよう、補正予算を計上するなどして、全ての老朽住宅に対応しているところでもあります。

次に、②評点の仕方についてお答えいたします。

本市の老朽住宅除却事業は、密集住宅地の延焼危険性及び倒壊危険性のある地域や生活環境等の安定向上が阻害されている地域における住環境の整備改善及び地域の活性化を促進することを目的として実施しているものであり、申請家屋に接している避難経路の道路整備等が行われているか否かにかかわらず、国土交通省発行の判定の手引に基づき、評価を実施しているところでもあります。

次に、③取り壊しの判定基準及び評点のつけ方について、他の町村役場と比べてどう思うかについてお答えいたします。

本市が実施しております老朽住宅除却事業につきましては、前段でも御説明したとおり、国の空き家対策総合支援事業補助金等を受けて実施しているところでもあります。本市の場合は、2名の建築士とともに現地調査を行い、その建築士に助言をいただきながら、国土交通省発行の判定の手引に基づき、外観目視によって評価を行っております。また、現地調査の結果を踏まえて、室戸市老朽住宅除却事業費補助金等交付審査会に諮り、老朽住宅に該当するか否かを決定しているところでもあります。他の市町村におきましても、国の空き家対策総合補助金等を活用し、事業を実施していることから、国が示している判断基準に沿って、取り壊しの判定基準や評点のつけ方においても同様の取り扱いをしているものと認識しております。

次に、④除却事業のここ5年間の申込件数等についてお答えいたします。

まず、各年度の申込件数と採択件数ですが、令和元年度は58件中、採択件数35件、平成30年度は56件中、採択件数39件で、うち2件は申請者の都合により辞退となっております。平成29年度は48件中、採択件数36件、平成28年度は37件中、採択件数33件で、うち1件は申請者の都合により辞退となっております。平成27年度は44件中、採択件数40件となっております。

次に、2年以上申し込みされている件数は9件となっており、そのうち2年以上不採択となった件数は、7件となっております。不採択の理由といたしましては、不良度判定で、評点が100点未満となり、国の測定基準による不良住宅には該当しない状態であると判断されたためであります。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 亀井議員の2回目の質問を許可いたします。亀井賢夫議員。

○5番（亀井賢夫君） 2回目の質問を行います。

まず初めに、大きな1の自然災害対策についてももう一度お聞きしますが、県が事業主体の山腹事業についてになります。採択率が非常に悪くなっているように思えてなりません。工事の発注状況や事業申請の答弁はありましたが、市担当課として、事業採択に向けた要望活動を

どのようにされているのでしょうか。この件についてもう一度答弁をお聞かせください。

それと、(2)の③これ市長が説明されましたが、遮断機がおりる入木の休憩所と便所の件ですが、担当が国道管理者か室戸市かわかりませんが、私が聞きたいのは、近年女性の長距離ドライバーも多くなり、1日の運転時間や距離数も決められているらしく、折り返しができませんということは、長時間運転ができず、現状の問題を解決するまで一時的な対策としてせめて通行どめの間、仮設トイレ等の設置ができないか、もう一度答弁をお願いします。

次に、今の老朽住宅除却事業について何点かお聞きします。

まず1点目として、評点が100点に満たない古い家の所有者が、毎年取り壊しの申請をしております。この件についてもう一度お聞きしますが、この申請者に対して担当課は不採択になった理由、何でも申請する理由を説明するべき、または聞くべきと思うのですが、説明をされているのでしょうか。担当課は、このような状況についてどのように考えられているのか、もう一度答弁をお願いします。

それと、2点目として、申請された民家の調査方法が、外観目視との説明がされていますが、この方法では住宅内の床下や天井裏が見えなく、家の状況が把握できないと考えられます。所有者に家の状態を聞くなどして、点数のつけ方、採点方法の仕方を検討してみる考えはないのでしょうか。もう一度調査方法について担当課の考えをお聞かせください。

そして、3点目になります。

防災上、緊急車両の通行等に障害となる古い家屋については、年間1件でも2件でも申請があれば市単で取り壊す考えはないのでしょうか。また、担当課として、市単の確保について検討する考えはないのでしょうか、最後に担当課としてのこの予算についての考えをお聞かせください。

これで、2回目の質問を終わります。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 亀井議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

各担当課への質問とあわせて、5点の質問がありましたが、私につきましては1点の仮設トイレについての対応の御質問だったかと思えます。

御案内のとおりでありまして、佐喜浜―入木間の250ミリ以上の豪雨なんか、あるいはまた高潮等で遮断をされて、長時間不通になるといったことに女性のドライバーも多くなってきているということの物事をあわせて仮設トイレの対応などを考えられないかということでございます。防災対策とあわせまして、仮設トイレ等のいろんな取り組みもございまして、一部では担当課とも協議をしながら、導入なんかも検討しておりますけれども、まだ今の時点では決定ということにはなっておりません。大事なことであろうと思っておりますので、前向きに検討していかなければならない課題だと受けとめておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（堺 喜久美君） 岡本建設土木課長。



○建設土木課長（岡本秀彦君） 亀井議員に2回目の質問にお答えをいたします。

事業採択に向けた要望活動についてであります。まず事業の採択率が非常に悪いというような御指摘を受けました。砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業については、地区常会や地元の代表者から要望があれば、随時県とともに現地確認をし、要望申請を行っております。治山事業についても、先ほど説明したとおり、毎年要望申請を行っているところでもあります。しかしながら、事業の要望申請を行った箇所の中には、国の採択基準に該当しないものや保安林等各指定されたもの、また土地の使用承諾、支障木等の伐採の承諾が得られない、用地の協力が得られない等がありまして、事業を実施されていない危険な箇所が残っております。このような箇所を含め、土砂災害が起きる危険性がある地域かどうかを高知県が平成30年度までに市内一円調査を行っておりまして、それが先ほど説明したイエローゾーンとレッドゾーンであります。警戒区域の指定に当たりましては、土砂災害に関する情報の収集や伝達、警報の発令や避難救助等の警戒避難体制の整備等が可能となっております。本市におきましても、市民の方々が防災情報として早めの避難をしていただくために、室戸市のホームページに室戸市土砂災害ハザードマップを本年の8月に掲載したところであります。しかし、土砂災害の要望を申請した箇所の中には、対策基準に該当する箇所がありますので、早急な事業化が必要な箇所等もありますので、今後要望活動については市長と協議し、検討してまいります。以上です。

○議長（堺 喜久美君） 西村財産管理課長。

○財産管理課長（西村城人君） 亀井議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず1点目の不採択の理由を説明するべきとのことについてであります。補助金申請の相談があった時点で、現地調査が外観目視であることや、不良度判定の結果、評点が100点以上の住宅が補助の交付対象であるということは、事前に説明をしているところであります。市としましては、評点が100点未満で不採択となった住宅については、国の測定基準による不良住宅には該当しない状態である。直ちに危険性があるものではないと認識しておりますが、長期間放置されることなどにより危険性が高まっていくことが予想されますので、空き家の除去ではなく、空き家の活用として空き家バンク制度への登録やそれに伴う改修費の補助事業などを紹介させていただいているところであります。

なお、今後におきましては、複数年にわたって申請をされ、採択に至っていない方につきまして、判定結果表を用いるなどして、不良住宅に該当しない旨の説明をすることとしてまいりたいと考えています。

次に、2点目の現地調査の採点方法についてお答えします。

老朽住宅除去事業を実施するに当たり、現地調査は国土交通省発行の判定の手引に基づき外観目視が原則であります。これまでも住宅内を確認してほしいとの意見も多数いただいているところから、内装の劣化が直接評点に影響するわけではございませんが、今年度の申請分から、住宅内の劣化が判別できる写真の添付を申請者に依頼しているところであります。しか

しながら、担当職員が直接住宅内を確認することで、雨漏りの状況や柱の腐食ぐあいなど、より詳細に対象住宅の状況を把握できる場合もあることから、希望者に関しましては、申請者立ち会いのもと、住宅内を確認することといたします。

次に、3点目の市単独補助費での除去についてお答えいたします。

議員御案内のように、基準点未達の住宅においては、それぞれさまざまな問題があることも承知しているところではありますが、本市の財政状況を踏まえますと、市単独補助での事業実施は困難であることから、今後も国の制度を活用し、防災対策の面からも、倒壊する危険性の高い不良住宅の改装を第一に進めていくことが重要であると考えているところでございますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（塚 喜久美君） これをもって亀井賢夫君の質問を終結いたします。

昼食のため午後1時5分まで休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時3分 再開

○議長（塚 喜久美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、町田又一議員の質問を許可いたします。町田又一議員。

○11番（町田又一君） 11番町田でございます。令和元年12月第4回室戸市議会定例会において、一般質問を行います。

市長の政治姿勢についてお伺いをします。

(1)市長の公約についてお聞きをします。

市長に就任をして1年がたちました。私人であったときより、公人になったこの1年間の月日の流れは、大変早く感じたのではないかと存じます。選挙戦前の挨拶回りや厳しい選挙戦の中で、市民にさまざまな公約をしたと思います。自身が思い描いていた市政運営は、できていると思いますか。一つでも公約を多く実現するためには、副市長、教育長、各課の課長、そして職員の皆さんの最大限の能力を發揮させなければなりません。そのためには、適材適所の配置が絶対必要なことであります。それには、職員の意識改革と行財政改革を急ぐ必要があると存じます。職員に甘く、市民には厳しくとにならないよう、気をつけていかなければなりません。

①今の職員を見ていて感じるのは、非常に真面目に職務に取り組んでいるものと日常勤務を何となくこなし、仕事のおくれは残業でつじつまを合わせる、そんな職員がもしいるとすれば、市民にとってもとても残念なことであります。各課の課長さんは、勇気を持って指導をしなくてはなりません。市長、副市長、総務課長さん、その覚悟はありますか、お聞きをいたします。

指導というのは、やはりよいときには褒めて、またその逆のときはいけないものはいけないというふうにメリハリをつけて注意をする、そんなことが私は大事だと思います。また、植田

市長は、1年間のうちに、さまざまなことに出くわしたことがあると思うのですが、構わない範囲で結構ですので、御披露をお願いいたします。

やはり、公約の第1番は、市民が安心できる病院整備と医療環境の充実強化対策であろうと思うのですが、この1年間の歩みは、私はわかるのですが、これから2年目を迎えるに当たって、医療の充実への取り組み姿勢や課題解決等乗り越えなければならない課題が山積していると思われまます。今後、市民の大切な命を守る医療施設建設への手順について説明を求めます。

また、安芸医療圏の病床及び医療機能を確保するための19床について、安芸医療圏における医療機関の整備計画の公募に参加、そして地域医療構想調整会議において、プレゼンが行われ、室戸市は田野病院に総合点で8点及ばなかったという大変残念な結果が出ております。最終的には、年内に県がどこにするか採択をされるとのことですが、室戸市にとっては、大変不利な状況に置かれているとのことであります。そのため、次善の策として、有床診療所の病床設置に関する特例の適用について要望を行ったと報告を受けております。私は、これ以上無理な競争を田野病院とするのではなく、この特例を室戸市に適用してもらおうべく政治的活動を行うのが得策であると考えます。田野病院は、室戸市民の命を守ってくれている大切な病院なのです。くれぐれもこれ以上関係がこじれないように気をつけなければなりません。それについて市長の強い思いがあるはずです。胸のうちをお聞かせをください。

②高知県知事として、瀨田省司知事が誕生しました。本日、9日から高知県知事としての初仕事が本格的に始まります。きょう初登庁をされたとテレビ報道がありました。植田市長の後援会しおりに室戸市出身者が帰ってきたくなる室戸、戻れる室戸をつくとあり、瀨田知事の政策には、多くの若者が帰ってくるとともに、高知に関心のある方がさらに移住してくる高知を実現するとあります。非常に考え方や性格が似通っております。この際、瀨田知事に早急に面会を申し込み、経済振興策、中山間地域対策、教育対策、医療、介護、福祉、インフラ整備、防災対策、少子・高齢化対策、人口減少対策等、多岐にわたり優先順位を決めて議論をされるよう求めます。取り組み姿勢をお聞かせをお願いします。

(2)室戸市民の各選挙への投票行動と投票率についてお尋ねをします。

①平成30年11月18日に行われた室戸市長選挙の投票率は66.27%でありました。平成31年4月7日に行われた高知県議会議員選挙は51.55%、4月21日に投票の室戸市議会議員選挙は65.36%でありました。令和元年7月21日の第25回参議院議員通常選挙は39.95%、令和元年11月24日高知県知事選挙においては投票率41.91%というように各選挙での投票率が低いというのが室戸市の実情であります。一番身近な市長や市議選でさえ、投票率が65%を少し上回る程度であります。高知県議会議員選挙は、半数ちょっと、参議院議員選挙や高知県知事選挙においては、都会並みの低投票率なのです。選挙管理委員会も、投開票の時間を短縮したり、各地での期日前投票所の設置、靴を履いたまま投票をできるように投票所を工夫してくれたり、少しでも投票しやすい取り組みをしてくれております。その努力は認めたいと思います。他市

では高齢者の方のために巡回投票を行っているところもあります。1票を投じたくても投票所へ行く足がないという方がたくさんいると思うのです。高齢者の方ほど政治に関心があると思うのです。投票率を高めるためにも、出前投票所に取り組んでみる価値はあるはずです。取り組み姿勢についてお聞きをします。

国や県、ましてや自分たちの暮らしている自治体に物申すには、まず投票行動をすることが大切なことだと思います。18歳以上であれば、誰でもひとしく1票があるはずです。何事にもまずこの1票を投じることから始まるのです。民主主義は多数決、一人一人の積み重ねが世の中を動かすと言っても過言ではありません。まず投票する、小さいときから1票の貴重さを教え学ぶことが大切であると考えます。学校教育の場では、生徒に対して、選挙についてどのような教育の時間をつくっているのか、教えていただきたいと思います。小さいときから、1票の貴重さを教え学ぶことは、人として生きる上で非常に大切であると考えます。

②次に、行われる選挙は、国政選挙であると思います。すぐに解散がない限り、少し時間があります。この間に今まで室戸市で行われた各選挙での投票率はなぜ低かったのか、原因を掘り下げて分析をし、次回の選挙では少しでも投票率アップを目指さなければなりません。室戸市も投票率が低いというのは、決して自慢にはならないのです。市民の意識と投票率向上に向けて、この取り組みについて市長及び担当課長の取り組み姿勢をお聞きをいたします。

(3)室戸市内における国道55号及び県道三津坂トンネルの改良と市道中山線と奈半利町の加領郷線の連結についてお伺いをします。

国道55号にかかる羽根橋は、昭和30年架設、平成7年3月に補強をしております。当市にとって大変貴重な橋の一つであります。当時としては、車両が十分すれ違いはできたと思うのですが、最近、車両の大型化が進み、橋の上でのすれ違いは、危なくてできない状態です。通行車で大型車同士では、どちらかが橋のもとで待機をしております。その後には、車の列ができております。羽根橋では、西から東方面へ向けての通行車両が、左側の橋の欄干へぶつかる事故がたびたび起こっているようです。国道55号は、高知県の中心地から徳島県の中心地を結ぶ交通のかなめです。室戸市にとっては、非常に大切な重要な唯一の国道であります。大雨が降れば通行どめ、海が荒れれば越波のための通行どめという場所がたくさんあるのは承知のとおりでございます。国道55号の中でも、自然に大変弱い国道が室戸市に集中していると言っても過言ではないと思います。

また、県道の三津坂トンネルも、トンネル内が狭いため、大型車両がすれ違いができません。これに対しても、県や国へ25年ぐらい前から陳情を繰り返していますが、問題解消には至っておりません。今までと同じ形の陳情の仕方では、いつになっても安心して通行のできる、命を守る道とは縁遠いのではないのでしょうか。市民の代表者、市議団、市長、県議、国会議員の皆さんが一致団結して、より強固なこれまでにない体制で陳情に取り組まなければなりません。また、こういうことをしないと、問題はなかなか解決をしないと言えます。議長を初め、

市議団、市議全員に陳情への参加要請をして、今までの歴代市長とは違う陳情行動を発揮されるよう求めます。

2013年ごろだったか、当時の奈半利町長であった斉藤さんと前市長の小松さんとで高知県の土木部長のところへ奈半利の加領郷地区と羽根町中山地区との間にある谷へ橋をかけ、お互いが往来できるよう、またこの道は羽根岬の国道が越波で通行どめとなった場合、避難路として、また迂回路として活用したいので、県に力をかけてほしいとの内容の陳情だったのですが、国交省から出向していました土木部長さんには、一言、費用対効果に欠ける、県民の理解は得られないだろうということで残念ながら計画の練り直しとなった経過があります。加領郷の町道整備は進んでいるのではないのでしょうか。もう一度奈半利町と協議をして、町道と市道をつなぐことで、越波のために羽根岬が通行どめになっても、山越えて通行できれば、奈半利町民や室戸市民はもちろんのこと、国道55号を利用する人にとっても、より利便性が増すものと考えます。羽根岬にトンネルをつくってという陳情もあると思うのですが、どの方法が実現可能かよく検討し、担当課、市議団、市長、県議でチームを組み、オール室戸で奈半利町チームへ働きかけをし、県や国へ強力で陳情することが大切であると考えます。植田市長の陳情に対する考えをお聞きをいたします。

(4)ふるさと納税についてお聞きをします。

令和元年度のふるさと納税額は、平成30年度と比べて12月現在でふえているのか、それとも減っているのか、お尋ねをします。そして、納税額の増減には、どちらにしても原因はあるはずですので、その理由について説明を求めます。また、平成30年度並みの納税額を確保できるのか、見通しについてのお尋ねをいたします。

9月定例議会での市長答弁で、ふるさと納税返礼品の集出荷場について取り組んでいる。県内の自治体では奈半利町の取り組みや業務内容を参考に、多くの生産者がふるさと納税制度に参画できる体制づくりに取り組むとの答弁がありましたが、令和2年度に奈半利町方式での取り組みは実現可能なのか、お尋ねをします。また、別に室戸方式を考えているのか、あれば教えていただきたいと存じます。

一方、企業版ふるさと納税制度も今までと違って企業が自治体に寄附をすると、これまで以上に税制上での配慮があるようです。ぜひこの制度を活用してもらおうべく、当市に関係のある企業に強力で働きかけを行うべきであると思うのですが、取り組み姿勢についてお聞きをいたします。

(5)少子化対策についてお聞きをします。

少子化が進む原因として、第一に考えられるのは、人口減少だということです。高知県内全体でも人口70万人を割ったということです。本市でも、そのままの状況で人口が減り続ければ、1万人割れも実際のところ10年もかからないのではないのでしょうか。羽根から市役所へ来るまでに、目にとまるのは、いつも死亡看板です。通るたびに目につくと言っても過言ではありま

せん。人口が減るということは、私たちの日々暮らしている地域にとっても、室戸市全体にとっても、大きなマイナスであることは間違いありません。市民の平均年齢は、50歳近くまでいっているのではないのでしょうか。当市の平均年齢を下げるには、若い人の増加と赤ちゃんの誕生が一番の特効薬だと思います。若者に室戸に残って働くように勧めるのですが、なかなかうまくいきません。やりたい仕事は室戸にはないというのが大方の声です。多くの若者が、仕事を求め、室戸を後にするのですが、雇用を担当する課では、この行動についてどんな分析をしているのか、お聞きをします。

赤ちゃん誕生が室戸市全体で50人を割るといふところまで減少が進んでいると思いますが、大変残念なことです。このことは、保育園、小学校、中学校の運営に直接影響を与えるからです。保育園の閉園、小中学校の統廃合を考えなくてはならなくなります。子供の集まる場所がなくなることは、その地域が寂れてしまうと言っても言い過ぎではありません。赤ちゃん誕生の前提として、若者の結婚に注目をしなければならないと思うのです。葬式は、本当にたくさんあるのに、結婚式があるというのは1年間にほんの少しではないのでしょうか。本当に寂しい限りです。結婚をしたくても相手がない、出会う機会がないあるいは忙しくてそれどころではないと理由はさまざまであると思うのですが、私は結婚したい、しかし相手がない、そんな人に出会いの場を設定し、提供するの、大切なことだと思います。市では、出会いのきっかけ事業費を組んでいます、今のところ予算をつけているから、あとはどうぞ御自由という感じを受けます。室戸市内のおせっかいおんちゃんやおばちゃん等に、担当課は積極的に市民有志に出会いのきっかけをつくっていただくよう強力に働きかけをして、一組でも多くのカップルが誕生できるよう、協力を求めるべきであると思うのですが、担当課長の結婚への認識とどうすれば市民の協力を得られると考えているのか、お聞きをします。

カップルが誕生し、そして結婚をして、赤ちゃん誕生となるよう、それには市全体で応援体制を組むことが絶対に必要であると考えます。婚活に今や税金を使うというのは、多くの自治体では当たり前になっているようです。この取り組みが、少子化対策になると言っても間違いのないと思うのですが、何か特効薬があればお聞かせをください。

新婚さんの声として、住む場所がない、どっかないかとの声があります。私も何度となく相談を受けております。住むところがあるようでないというのが現実のようです。室戸でよう探さないで、中芸地区や安芸地区へ住居を構えている人が結構いるようです。人口流出はもったいない話です。私案なのですが、県の職員住宅に空き部屋があるように見受けられるのですが、相談をして、借りられるよう、働きかけを県にしてみたらと思うのですが、どうでしょうか、お聞きをいたします。

また、住宅の造成地を羽根地区、羽根防災コミュニティーセンター建設予定地周辺につくるという提案をしたいと思います。羽根地区は、通勤すると室戸へ20分ぐらい、安芸へは35分ぐらいで行ける場所です。空き家が数多く存在する中でも、自分の土地を構えて、自分たちの家

を建てたいと考えている人は数多くいるのではないのでしょうか。特に、若い人たちの中にも、いるのだと思います。適当な場所がないから市外へというのがこれまでの流れです。市内で働く人たちをこれ以上流出させないためにも、羽根地区へ宅地造成を考えてみてはどうかという提案です。その取り組みについてお聞きをします。若いカップルに市内にとどまってもらう一案だと考えます。また、この取り組みが、少子化対策の一つになると思うのです。

市は、子供が誕生してから祝い金、医療費無料と保育園園児への支援策等、さまざまに取り組んでいますが、これを適用するには、子供が誕生しなければ無用の支援策となりかねません。ほかにも少子化対策があると思うのですが、どんな取り組みをされているのか、お聞きをします。

(6) 地方再犯防止法についてお尋ねをします。

① 室戸市における地方再犯防止推進計画策定の進捗状況についてお聞きをします。

平成25年12月10日の閣議決定、世界一安全な日本、創造戦略において再犯防止対策の推進が3番目の戦略として上げられ、平成28年12月14日には、超党派の議員立法による再犯防止等を推進する法律、再犯防止推進法が成立・施行されたのです。同法4条では、再犯防止等に関する施行と責務が国だけではなく、地方公共団体にもあることが明記され、同法第8条第1項では、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画、平成29年12月15日閣議決定をされまして、当該都道府県、または市町村における再犯防止等に関する施策の推進に関する計画、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされたのです。これを受けて、全国の都道府県レベルでは、12月1日現在、高知県を初め、17都道府県が地方再犯防止推進計画を策定しています。また、全国の市町村レベルでは、5市1特別区が地方再犯防止推進計画を策定しております。室戸市においては、現在どのような体制で計画策定に向けた準備を行い、準備はどの程度進んでいるのか、今後内部チームあるいは外部有識者による検討委員会の立ち上げ等、計画策定に向けた具体的な予定や計画はあるのか、お伺いをします。

② 既に地方計画を策定している市町村の状況を見ると、石川県小松市では、令和元年7月7日に小松市リ・スタート計画という名称で高知県が作成した計画と同様の再犯防止施策に特化した地方計画を策定しております。また、平成30年12月12日に兵庫県明石市においては、明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例を策定しております。

他方、平成31年3月には、三重県四日市市、大阪府豊中市や福岡県春日市では地方福祉計画に包含する形で計画を策定しております。ほかには、本年11月中に計画策定の地方自治体はないとのことです。

このように市町村レベルでは、それぞれ地域の実情に応じた計画が立てられておりますが、室戸市においては、いつまでにどのような形で地方計画を策定する予定なのか、お聞きをいたします。

(7) 奨学金貸与についてお尋ねをいたします。

平成30年度の主要施策成果報告によると、高等学校以上の生徒に奨学資金を、また大学進学者に入学準備金等を貸与し、教育の機会均等を図り、文化の向上と社会の健全な発展に貢献する人材の育成を目的とし、雇用情勢の変化、家庭事情等で進学に不安を抱えている生徒の進路保障と経済的負担の軽減を図ることができたとあります。今まで市の奨学資金を利用された方は、随分助かったと思いますし、この制度に感謝をしていると存じます。しかし、今の奨学資金の金額が、現在の物価水準に合っているのかなと思うのです。令和の時代になりました。そろそろ奨学資金の貸与の金額を見直す時期に来ていると考えます。例えば、高校と高等専門学校の3年生までは月2万円にするとか、高等専門学校の4年、5年生と短期大学、各種専門学校を同列に月4万円にするとかという提案でございます。各種専門学校を卒業すれば、4年制大学へ編入できる道もあります。看護専門学校を卒業し、県立病院に看護師として採用されると、中級職扱いとなります。短大卒と同じ取り扱いです。高専の専攻科や大学や大学院は月5万円という案ですが、検討してみてもいいのでしょうか。担当課長は、学校や大学に入学してから卒業するまでに、幾らぐらい経費がかかるのかよく把握して、金額は今までのまま据え置くのか、金額をふやすよう取り組むのか、教育長とよく相談をして検討をしてみて、その結果についてお答えをお願いします。

本年度から、奨学資金利用者が卒業後、室戸で働く、もしくは室戸市で暮らして他市町村へ通勤する人には、1年たった後、奨学資金の80%を返却するとのこととあります。利用者にとっては、大変メリットのあることだと思います。この制度が一人でも多く理解されると、室戸に帰ってくる若者がふえるのではないのでしょうか。使い勝手のいい室戸市独自の奨学資金制度があってもいいのではないかと考えます。いかがお思いでしょうか、お伺いをいたします。

(8) 9月の定例会議会答弁後の室戸市立市民図書館と室戸青少年自然の家の取り組みについてお伺いをします。

9月議会で質問をしておりました図書館の業務委託の件は、可能性を検討していきたいとのことですが、その後どのように検討されたのか、その経過と結果について説明を求めます。

また、図書館周辺の雨水対策について、関係課と連携してU字溝の設置等を適切に対応するとの答弁がありましたが、答弁のとおり実現が可能であるのかどうか、お聞きをします。

そして、青少年自然の家の今年度の稼働率は、50%を維持できるのか、今後の見通しと利用状況をどう把握しているのかについてお尋ねをします。

それから、誘致活動においても、室戸市地域おこし協力隊の募集を行い、スポーツ合宿や大会の誘致、スポーツ振興に積極的に取り組むとの答弁がありましたが、そのとおりに進んでいるのか、説明を求めます。

(9) 室戸高校の充実支援についてお聞きをします。

少子化の中、室戸高校への進学者がなかなか増加をしないという厳しい現実があります。現在の生徒数のままでは、総合学科を維持することは不可能のようです。せめて1学年40名の生



徒の入学があれば、生徒の希望するクラブ活動や学業や進路についても教師の数も一定確保でき、もっとも中身の濃い指導体制がとれるとのこと。百田教育長は、各中学校の校長や進路指導の先生方と室戸高校を活性化するためにはどうすればいいのかということで接触してくれているとのことでもあります。本当に御苦労さまでございます。つい最近、室戸高校でジオパーク学を勉強している3年生が、室戸市役所へ採用されることが決定したと聞きました。それから、もう一人、室戸消防署へも採用されると聞いて大変うれしく感じております。このようにうれしい出来事が市民の間に広がれば、室戸高校の評価も上がると存じます。高校入試まであと3カ月余りしかありません。令和2年度の室戸高校への入学者数で、室戸高校の今後が決すると言っても過言ではないと思います。今でもさまざまな支援が室戸高校生に対して行っております。来年度はバス通学での利便性も増し、それに対して通学定期の一部補助や自転車購入費の一部補助等の支援策がとられるとのことでもあります。少しでも親や生徒にとって負担が少なく、そして高校在学3年間で希望する進学や就職の夢がかなう、そんな学校に室戸高校がなるよう応援をしなければなりません。百田教育長は、教育の超ベテランであります。地元の学校が消えてなくならないよう、教育行政に力を尽くしていただきたいと思えます。どうかお願いをいたします。室戸高校の充実支援について、今後どのように取り組んでいけば室戸高校を守れるのか、どうすれば守っていけるとお思いなのか、お考えをお聞きをいたします。

これで、私の1回目の質問を終わります。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 町田議員にお答えをいたします。

まず、(1)市長の公約についてであります。

少し長くなりますが、市長に就任して1年との問いに関連をしてお答えいたします。

まず、自身が思い描いた市政運営はできているのかとの点につきましては、自己評価で恐縮ですが、80点ぐらいの充実感があります。この1年は、市長として毎日が初めて経験することばかりでしたが、副市長、教育長はもとより、各担当する職員等に支えていただき、公務には不安はありませんでしたし、庁外では首長に就任している県議時代の多くの友人にも会え、さまざまなアドバイスをいただいたり、日本ジオパークをともに創立した同志の皆さんにも御指導いただけるなど、充実した1年であったと感謝をしています。

また、室戸を応援していただける新たな人材にも恵まれ、今後の施策の取り組みや市政運営にも手応えを感じているところでございます。

次に、職員の職務に取り組む姿勢についてであります。地方公務員法第30条において、全ての職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとサービスの根本基準が定められております。公僕とも言われますが、その理解ができているのか、心配な職員も見かけますが、管理職の皆さ

んは、それぞれ襟を正して職責を全うされる優秀な職員ですし、若手の職員にも、すぐれた職員が多く、適材適所に職員異動を徹することで、稼働力向上につながると受けとめております。町田議員御指摘のとおり、部下の指導は管理職の重要な責務であります。中には部下の指導に力量を発揮できていないと感じる幹部職員もおります。副市長や教育長による指導も積極的に取り組んでいただいておりますが、上司は部下に嫌われる勇気を持って育てることが大事であると考えておりますので、課長会等でも徹底をして、職員の意識改革や育成に強化して取り組んでまいります。

また、市長就任して1年間にさまざまなことに出くわしたことがあると思うが、披露をとの問いについてであります。

市長に就任して、さまざまな出会いや認識新たにした物事がたくさんあります。ありがたい出会いで紹介をしたいのは、大阪府観光局の溝畑宏局長さんです。恋人の聖地関係市町村の総会でお会いをしまして、関東エリアのFMラジオ出演で室戸の宣伝をさせていただいたり、来春キックオフイベントとなる関西圏域の室戸応援隊に仲間入りをしていただき、その応援隊長になりますよ、とも言っていただくなど、大変深謝をしているところでございます。

認識新たにした物事の筆頭は、県外に出て室戸の宣伝をしましても、室戸がどこにあるのか、ほとんどの方が知らないという事実でありました。既にその対策として、四国は四角、四角の右下角っこ室戸と機会あるたびにアピールをしているところであります。

庁内においては、つい先月のことですが、採用2年目と3年目の職員研修が自然の家で行われ、それぞれの職員がみずから職場改革についてのテーマを決め、どういった対策でいつまでに解決するかなどをまとめて発表されましたが、大変すばらしい内容で感動しました。管理職がその発表内容をたたえ、指導を交えたコメントをするという形式でありましたが、管理職の皆さんのコメントも的確で、室戸市役所の力量を強く感じ入りました。

こうした若い職員が、公僕精神を忘れることなく、問題意識を高めて取り組めば、室戸の苦難にも必ず乗り越えられると確信をしております。

次に、医療対策についてであります。

新診療所建設については、令和3年度冬ごろの開設を目指して取り組んでおりますが、それにはまず今年度早い段階で安芸医療圏での病床を確保することが前提条件となります。先日、行政報告でも申し上げましたとおり、公募に係る1回目の審議である安芸区域の地域医療構想調整会議が開催をされ、採点方式によるプレゼンテーションの結果、本市は田野病院に8点及びませんでした。議員さん御案内のとおり、田野病院が病床を確保し、その機能を強化することは、患者の約半数が室戸市民であることや、救急医療体制の強化にもつながることなどから、室戸市にとってもありがたいことであると考えておりますが、地域医療体制が脆弱化している本市にとって、19床の確保は絶対に達成しなければならない責務であります。今後、年内に予定がされております地域医療構想調整会議連合会や医療審議会の中で引き続き協議が行わ

れることとなっておりますので、本市における有床診療所の必要性について、引き続き訴えつつ、19床の確保ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

万が一、本市が今回の審議で19床がとれなかった場合については、有床診療所の病床設置に関する特例制度を用いて申請を行いたいと考えております。本市が特例により19床を確保した場合、今回の申請で田野病院が確保する19床と合わせると、安芸圏域での病床は38床とふえることから、東部地域の医療体制の強化に貢献するものと考えますが、大きく病床がふえることから、今後の会議の中で、本市の病床の必要性についてどれだけ主張できるのかが重要であります。いずれにいたしましても、新診療所を整備することは、達成しなければならない本市の最優先重要施策でありますので、早期の病床確保に向け全力で取り組んでまいります。

次に、濱田新知事と私の選挙公約の政策が似ている点を捉えて、早期の面談を申し込み、優先順位を決めて議論されてはどうかとの御提案とその取り組みについてであります。

私は、室戸出身者が帰ってきたくなる室戸、戻れる室戸市をつくるとの公約を掲げており、その実現のためには、医療対策はもとより、産業振興による雇用の確保や居住対策、防災や交通対策、教育や子育て支援、文化やスポーツ、健康づくりや娯楽づくりなど、総合的な課題解決による底上げと魅力ある室戸の創造が不可欠であります。

一方、濱田県知事におかれましても、多くの若者が帰ってくる高知や移住者をふやす高知の実現を公約に掲げられており、基本的な政策が同調していることから、連携をして取り組むことは大変恵まれたチャンスであると考えております。申すまでもなく、室戸市でのUターンを初めとする多くの若者が定住する施策は、高知県政上の実績にもつながる物事でありますので、早期に室戸版の具体的な施策をまとめて、濱田知事にお会いできる日程を調整していきたいと思っております。

また、室戸市の最優先課題は、医療体制の充実強化、災害から市民とその財産を守る施策、そして産業振興と雇用の確保を見通したふるさと納税や海洋深層水事業による財源強化対策に空き家対策等による居住環境の整備促進であります。モデル事業となるよう施策をまとめて濱田知事に提案、要望していきたいと考えております。

次に、(2)室戸市民の各選挙への投票行動と投票率についてであります。

議員から御指摘のとおり、本市の投票率が、他市と比べて低いという現状につきましては、私も憂慮しており、何か投票率の向上につながる方策はないか、常に考えているところであります。そうした思いから、10月に6地区で実施した市長との意見交換会においても、投票率向上について参加者の皆さんに呼びかけをさせていただいたところであります。

また、具体的な取り組みについてであります。例えば、現在期日前投票を行っていない各市民館などの市の施設で期日前投票所を開設することにより、地域住民の利便性を向上し、投票行動につなげていくことができるのではないかという思いもありますので、実現に向けてどのような問題があるかも含め、具体的に検討してまいりたいと思っております。

また、病院や高齢者施設など、投票可能な施設での投票率向上へのお願いをするなど、投票率向上対策に強力的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、(3)室戸市内における国道55号及び県道三津坂トンネルの改良と市道中山線と奈半利町加領郷線を結ぶ計画案についてであります。

本市の命の道である一般国道55号は、海岸線沿いに走る唯一の幹線道路であり、その代替道路も整備されておらず、南海地震の津波被害が発生した場合や台風、そして集中豪雨の災害時にも、長時間に及ぶ通行どめや陸の孤島となる状況にあるなど、地域住民の医療や生活、また地域経済にも多大な影響を及ぼしております。議員御案内のとおり、これまでに一般国道55号の防災対策や羽根橋の大型車両通行時の待機による渋滞緩和に伴う拡幅、県道三津坂トンネルの整備、越波に伴う通行どめを解消する奈半利町加領郷と中山を結ぶ道路や羽根岬のトンネル化を国・県に要望してきた経過がございます。しかしながら、これらの要望については、いまだに事業化されておらず、本市の取り組むべき重要な課題であると認識をしております。特に、室戸市における幹線道路強靱化に向けた取り組みの基本的な考え方としまして、まずは陸の孤島にならないように、羽根岬や佐喜浜一野根間における迂回路のない区間の対策を重点にして、その代替道路整備など要望を強力的に行い、整備計画への位置づけに取り組んでまいり所存でございます。

こうしたことから、既に県・国の関係機関に相談を持ちかけ、実現性の高い方策などを担当職員間で協議させておりますし、私自身も四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟の大会や四国整備局においても、室戸市内全域における一般国道55号の強靱化対策の必要性を提案をし、次年度からそうした組織の要望書に位置づけてもらえるよう、働きかけてきたところであります。さらに、地元選出の国会議員や県議会議員の御指導や御支援をいただきながら、事業化に向け要望活動を強力的に取り組んでまいります。

また、陳情に対する考え方につきましては、議員御提案のとおり、市議会や市民の協力もお願いし、ワンチームになって取り組みを強化させたいと考えております。

次に、(4)ふるさと納税についてであります。

まず、今年度のふるさと納税の状況についてであります。本年11月末時点のふるさと納税額は5億6,500万円となっており、昨年同時期と比較しまして、約2%、1,000万円の減少となっております。減少した要因としまして、ふるさと納税制度の改正に伴い、6月1日より返礼品の報償費を見直したため、6月から8月までの寄附額が伸びなかったことが挙げられます。この現状を踏まえ、9月に再度一部報償費をふやすよう、見直しを行うとともに、返礼品開発、画像のブラッシュアップやウェブ広告、寄附者へのDMなどを継続して実施したことにより、11月のふるさと納税額は、昨年対比で約119%の増加となっておりますので、今年度は昨年と同額程度のふるさと納税額になるものと想定をしております。

次に、ふるさと納税返礼品の集出荷場についてであります。奈半利町の地域振興課による

と、奈半利町の集出荷場は、常温便から冷凍便の返礼品を保管できる設備を備え、寄附者から返礼品の申し出があった際に、生産者から品物を集め、担当者が出荷場でこん包等を行い出荷をしております。そのため、奈半利町と同様の体制を整えるためには、施設整備や冷蔵施設、人件費など、多額の費用が必要となります。

また、ふるさと納税制度の改正により、寄附募集に係る経費は、寄附額の5割以内と定められており、集出荷場に係る費用は、ふるさと納税の寄附募集に係る経費に含まれるため、返礼品の寄附設定額を上げる必要が生じ、結果として本市への申し込みが減少することが想定をされますので、そうしたこともあわせて検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市の貴重な財源となるふるさと納税額を増加させるため、人員の体制強化や新たな参画事業者の発掘など、積極的に取り組んでまいります。

次に、企業版ふるさと納税制度の活用についてであります。

平成28年度に創設された当該制度は、地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対する企業の寄附について、従来の寄附額の一部が損金算入される仕組みに加えて、税額控除の優遇措置が適用されるものであります。企業においては、寄附を通じて、地方創生に参加し、地域貢献につながることを目的とし、地方公共団体においては、民間企業に地方創生の取り組みをPRするため、政策面のアイデアを競い合うことで、よりよい取り組みが生まれることが期待をされるものであります。当市における企業版ふるさと納税の取り組みは、室戸のたからっ子育て応援プロジェクトとして、すこやか子育て祝い金の給付及び室戸の赤ちゃんスターターキットの配布を推進することにより、ストップ少子化につなげることを目的としており、平成29年度は、1件50万円、平成30年度は、1件100万円の御寄附をいただいたところであります。議員の御案内のとおり、現在国におきましては、当該制度の本年度末までの時限措置を5年間延長することに加え、法人税等から差し引かれる税額控除の優遇措置について、最大3割から最大6割に拡充することなどにより、企業が利用しやすい環境を整えることで、利用促進を図るよう制度改正の準備を進めているとお聞きをしております。この制度は、室戸市にとって大変ありがたく、有効であると認識するとともに、室戸市出身の都会で起業して頑張っておられる方などに、寄附をお願いするだけでなく、室戸の近況を知っていただき、企業の専門分野について助言をいただくなど、よい関係を構築する機会となりますので、魅力ある地方創生のプロジェクトの提案に努め、私自身もトップセールスして、積極的に呼びかけを行いたいと思います。

次に、(5)少子・高齢化についての中の羽根地区への宅地造成についてであります。

高台への宅地造成につきましては、これまでの議会でも御答弁してきましたが、浸水エリア外に宅地造成を行うことによる防災対策及び住民の市外転出を抑制する定住対策であることに加え、市外からの移住対策として取り組んでいるものであり、市内7カ所の案から1カ所目の領家について造成工事に着工したところであります。羽根地区につきましては、2カ所目の高

台用地造成の候補地として認識しているところでありますが、羽根防災コミュニティーセンター及び国道からの進入路の整備に係る用地交渉の進捗並びに来年度に予定している領家の高台用地の分譲の進みぐあいを見ながら、総合的に判断してまいります。

次に、他にどのような少子化対策に取り組んでいるかについてであります。

室戸市における少子化対策事業としましては、議員御案内の保育料の軽減事業、中学生までの医療費全額助成やひとり親家庭への医療費助成などに加え、妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供するための総合的相談や支援を行う子育て世代包括支援センター事業や結婚に伴う経済的負担を軽減するための結婚新生活支援補助金の創設、高知県が設置しているこうち出会いサポートセンターのやすらぎでの出張登録閲覧会の開催など、直近3年間は毎年約3億円の当初予算を編成し取り組みを進めているところであります。今後におきましても、出会い、結婚、出産、子育てと切れ目のない少子化対策の施策に取り組んでまいります。

次に、(6)地方再犯防止法についてであります。

議員御案内のとおり、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、地方自治体に対して、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策を講ずることと、再犯防止計画を策定することが責務とされました。このことを受け、高知県では、平成31年3月、四国4県で唯一県独自の再犯防止推進計画を策定し、基本方針として、県の実情に応じ、犯罪をした者等が多様化する社会において孤立することなく再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、就労・住居の確保等など、6つの重点課題を掲げ、県民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことのできるよう取り組みを進めております。

一方で、本年11月末の地方計画策定の状況は、東京都千代田区は、単独計画を策定、三重県四日市市と大阪府豊中市は、地域福祉計画の中に盛り込むなど、全国で5市1特別区が策定しているとお聞きをしております。また、国も本年8月に地方再犯防止推進計画策定の手引を作成し、地方計画策定の際に参考となる手順や内容を示しており、今後、全国的にも市町村の計画策定が進んでいくと考えられます。しかし、計画を策定し、施策を実行していくには、各課の横断的な実施体制や関係機関・関係団体などとの幅広い連携や協働が必要不可欠でありますので、現在のところ、担当課において情報収集や各課との協議・調整を行っております。今後、高知保護観察所や芸東保護区保護司会など、専門機関・団体からの御助言や御指導をいただき、関係各課、関係機関、団体から成る計画策定の検討会を立ち上げ、本市の再犯防止推進計画の早期策定に向けて取り組んでまいります。

次に、(9)室戸高校の充実支援についてであります。

今後どのように取り組んでいけば室戸高校を守れるのかという御質問であります。

室戸高校を守るためには、やはり入学する生徒をふやすことが一番大事な対策であります。その入学生徒をふやすために、室戸高校魅力化の会におきまして、いろいろな支援を検討、実

施し、学生生活の環境整備に努めているところであります。しかしながら、入学生の確保には苦慮しており、平成30年度の入学生は20人、平成31年度は34人と40人に満たない状況となっております。入学生をふやすためには、他市町村のよい事例も参考にさせてもらい、室戸高校魅力化の会においては、テーマごとに効果が期待できる支援方法を検討してまいります。

あわせて、京阪神地区の中学校に直接出向いて、室戸高校の魅力のトップセールスも考えており、さまざまな方法での室戸高校のPRにも努めてまいります。

本年度、室戸高校では、生徒会やボランティア活動を通して、室戸市や室戸ジオパーク推進協議会等と協働し、地域活性化等の地域貢献活動に取り組んできたことが認められ、地域学校協働活動推進に係る文部科学大臣表彰を受賞されました。また、地域との協働による高校教育改革推進事業、グローバル型の国の指定を受け、世界的な視野を持って地域で活躍できる人材育成にも取り組んでおられます。室戸高校には、こういう取り組みを充実、継続することなどにより、さらなる魅力ある学校づくりにつなげていっていただきたいと思っております。市といたしましては、その成果を広く市民の皆様にお伝えするとともに、中学生や保護者が通いたくなる、通わせたい学校となるための環境整備等の支援を続けてまいります。

私からは以上であります。教育長及び関係課長から補足答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（堺 喜久美君） 黒岩総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（黒岩道宏君） 町田議員に(2)室戸市民の各選挙への投票行動と投票率について市長答弁を補足いたします。

①の出前投票所についてであります。現在、期日前投票期間中における出前投票所として、各出張所4カ所でそれぞれ1日ずつ開設をしております。これらの出前投票所につきましては、専用の回線で市役所本庁舎と結ばれており、オンラインにより即時に投票用紙の交付状況が更新されるシステムとなっていることから、二重投票の防止につながっております。こうしたことから、新たな出前投票所の開設に当たっては、専用回線が既に敷設されているか、または新たに設置するかが条件となりますので、市の施設での開設が望ましいものと考えております。市長が答弁いたしましたように、市民館での開設につきましては、人員や日程等、さまざまな課題がございますが、投票率が少しでも向上するよう、今後選挙管理委員会としても検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、②市民の意識と投票率向上に向けての取り組みについてであります。

現在、市内155カ所へのポスター掲示板の設置、入場券を選挙人全員に送付することによる選挙の全戸通知、市内防災行政無線と広報車を利用した投票の呼びかけやイベント時等における明るい選挙推進協議会による啓発活動等を行っております。また、年代別に投票率を分析した結果、10代から30代の若年層の投票率が低いことが判明しており、少しでも早い段階から、政治や選挙に対する関心を持ってもらうよう、小中学校や室戸高校における出前授業の実施、

中学3年生に有権者となる18歳の自分に向けた選挙にまつわるメッセージを書いてもらい、18歳になったときに本人にメッセージを郵送する「18歳へのわたしへ」選挙メッセージの募集など主権者教育の取り組みを進めております。

また、室戸高校においては、毎年の出前授業のほか、この11月の県知事選挙では、ケーブルテレビでの選挙啓発広報に出演していただき、同世代の若者を含め、投票の呼びかけを行っていただいたところであります。これらの活動につきましては、すぐに結果としてあらわれるものではありませんが、継続して取り組むことが重要だと考えておりますので、今後におきましても、関係機関との連携を図り、投票率の向上に向けて取り組んでまいりたいと思います。以上。

○議長（堺 喜久美君） 武井教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（武井知香君） 町田議員に(2)室戸市民の各選挙への投票行動と投票率についての学校教育の場での状況について私のほうからお答えさせていただきます。

まず、小学校では、6年生の社会科の授業で、我が国の政治の働きとして、選挙は国民の代表者を選出する大切な仕組みであるということについて学習をいたします。中学校では、社会科公民の授業で、民主政治の推進と公正な世論の形成や選挙など、国民の政治参加が必要になることなどについて学習をいたしております。その中で、選挙につきましては、関心を高め、主権を持つ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であること、議会制民主主義を支えるものであることの理解をもとに、正しい選挙が行われることや選挙に参加することの重要性について理解を深める内容となっております。また、室戸市選挙管理委員会が実施しております出前授業を活用した講義の受講や実際の選挙機材を使用した模擬投票の体験、中学校3年生を対象とした選挙メッセージの募集事業への応募など、学校でも選挙に触れる機会を設けているところでございます。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 中屋産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（中屋秀志君） 町田議員にお答えいたします。

私のほうからは、1の(5)少子化対策の中の若者が仕事を求め、室戸を後にする行動について、雇用を担当する課ではどのような分析をしているのかについてであります。

雇用状況の分析につきましては、現在次期室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するため現状分析を行っているところでありますが、その中で就業人口につきましては、平成12年度から平成27年度にかけて7,975人から5,514人に約31%減少している一方、失業者数は、平成17年の958人、失業率11.9%から平成27年には失業者数415人、失業率7%と改善をされております。このことから、従業者数は減少している一方、失業者数が増加しておりませんので、減少した従業者のうち、室戸市を離れた人も多いのではないかと考えられております。特に、本市の転出の特徴としては、学校卒業後の就職あるいは転職や結婚などが挙げられておりまして、近年では、医療機関の閉鎖を初めとする生活環境や雇用状況の変化による転出など



が新たな要因となっているところであります。

一方、市内の事業者数は、平成24年に851まで減少いたしました。その後徐々に回復している状況も見られることから、事業所からは人手不足の声も聞こえていることでもあります。今後より詳細な分析を行い、必要な施策を講じていくことが大事であると考えております。若者が室戸を離れる現状を踏まえ、今年度は産業振興課といたしまして、室戸小学校4年生の総合学習の時間に、室戸海洋深層水をテーマに取り上げていただき、アクア・ファームや各深層水関連企業の見学等によりまして、海洋深層水の特長や海洋深層水を使ったさまざまな商品について学習をしていただいたところであります。こういった学習を積み重ねることにより、室戸市への愛着を持っていただき、郷土愛を養いつつ、室戸市の魅力を再認識していただきまして、就労時には室戸市内にとどまるよう、官民学協働により引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（塚 喜久美君） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本康二君） 町田議員に(5)少子化対策についてお答えいたします。

まず、担当課長の結婚への認識とどうすれば市民の協力を得られると考えているかについてであります。

本市の少子化の状況を考えた場合に、出会いの機会が少ないことで未婚化、晩婚化につながっているのは、少子化の要因の一つだと考えております。そして、その対策としまして、出会いの場づくりの支援事業に行政が取り組むことは大事な責務であると認識をしているところでございます。市といたしましても、これらの取り組みとしまして、平成23年度よりであいのきっかけづくり応援事業費補助金を設け、これまで民間の方々を中心となってであいのきっかけづくりのイベントに取り組んでいただいております。息の長い継続した取り組みにつながっている事例もあるところでございます。

一方、活動団体がふえていない状況にあることや取り組みをしている団体から市内の参加者が少ないことなど、民間の力だけでは難しい面もあり、また行政がかかわることで、参加者の安心感につながるといった御意見もいただいております。

このような状況や御意見を踏まえ、民間の方と連携してよりよい取り組みを行うために、行政がどのようなかわり方をすべきかは、大事な視点であると私は認識しております。

そして、この取り組みの特効薬はあるかということですが、これまでの事業を継続していくことに加え、これまで不足していた広報での活動団体をふやすための周知や移住対策と絡めた婚活移住体験ツアーの実施及び本年度関西圏及び首都圏に設立します室戸応援隊員のアドバイスや御協力を得て、新しい視点に立った取り組みを構築していくことなども必要ではないかと考えているところでございます。

次に、県の職員住宅の借り入れについてであります。これまで県職員住宅を市が借り上げ、地域おこし協力隊の宿舎として目的外使用の許可を受けた事例がありますが、県の規定で

は、目的外使用の許可要件に、市民の日常的な使用は該当していないとお聞きをしているため、現時点では難しいと考えております。しかしながら、今後どのような要件であれば借り受けられるのか、要望の形なども含め、県と協議をしてみたいです。この住居の問題につきましては、議員御指摘のとおり、結婚を機に市外に流出してしまうのは、本市にとって大きな損失でありますので、空き家の活用及び現在領家地区に整備をしています高台への宅地造成などにもあわせて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 宮脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮脇 誠君） 町田議員に(7)奨学資金貸与につきましてお答えいたします。

本市の現行の奨学資金制度の貸与額などの状況につきましては、前段の議員にお答えさせていただきました内容であります。

議員から御提案のありました貸与金額の増額につきましては、奨学生の償還金額の増額につながり、奨学生の負担を増大することなどの課題がありますが、昨今の社会情勢の変化や在学中における奨学生及び家庭の経済的負担も増加してきておりますので、御提案の内容を踏まえ、制度が充実するよう検討してまいります。

次に、(8)9月の定例議会答弁後の室戸市立市民図書館と国立室戸青少年自然の家への取り組みについてお答えします。

初めに、室戸市立市民図書館の民間への業務委託についてであります。安芸郡内では、安芸市のみが行っていることから、その状況をお聞きしたところ、委託先は元図書館職員が代表で構成されている団体に委託をして、人員については常時3名で業務を行っているとのこと。室戸市においては、そういった団体を有してないところから、現時点での業務委託については課題が多いものと考えます。

環境整備につきましては、館内の修繕及び照明のLED化、新しい図書館システムの稼働や書架の購入等、施設の充実に努めてまいります。

また、議員お尋ねの雨水対策につきましても、U字溝設置のための調査、設計等、建設土木課の協力をいただいて、令和2年度当初予算に計上予定です。

次に、国立室戸青少年自然の家への取り組みについてでございます。

御質問の本年度の稼働率の見込み状況についてお答えいたします。

まず、以前より懸念されておりました韓国野球の室戸合宿につきましては、例年どおり、令和2年1月6日から2月13日までの間、リトル6チームとラオン高校野球部が室戸マリン球場等での合宿を行い、全てのチーム全員が自然の家での宿泊を予定しているとお聞きをしております。この状況を含めての稼働率についてでございますが、現時点での見込みとして、3月末で50.7%とお聞きをしております。また、3月の稼働率が19.1%と低調でございますので、例年3月に開催されています高知県少年野球春季選手権大会への参加チームの宿泊誘致などに協

力して、稼働率50%が確実なものとなるよう、取り組んでまいります。

次に、誘致活動についてでございますが、本年度当初予算に地域おこし協力隊雇用に係る関連予算を計上しておりますが、現時点では応募がない状態となっておりますので、引き続き募集を行うとともに、県のスポーツ課などとも連携を図りながら、大学への合宿誘致等、市長がトップセールスを行うことにより、スポーツ誘致・振興に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、室戸市で開催されている各種スポーツイベント等におきまして、このイベントが自然の家の利活用につなげられるよう、連携を図ってまいります。以上です。

○議長（堺 喜久美君） 百田教育長。

○教育長（百田貴昌君） 町田議員の室戸高校への充実支援についてお答えをいたします。

室戸高校への支援につきましては、平成30年度の室戸高校への入学者が20名と前年の入学者から半減したことを機に、危機感を持って取り組んでおり、これまでもハード面、ソフト面の両方からさまざまな支援を行ってきました。今後どのように取り組んでいけば室戸高校を守れるのかという御質問であります。第1には、室戸高校の活動や生徒の活躍などの情報発信を強化していくことが重要であると考えています。室戸高校では、総合学科の特色を生かした地域協働の事業が行われており、生徒会活動やボランティア活動で数多くの実績を上げられております。また、進学面でも、国公立大学や難関大学への進学実績があり、就職面でも約100%の就職率となっておりますが、この室戸高校の魅力が、まだまだ知られていないことが課題であると考えております。昨年度から「広報むろと」にて、室戸高校の魅力を伝えるために、記事の掲載をしておりましたが、本年10月号より、室戸高校の生徒の活躍等を周知するため、連載を始めております。また、室戸高校では、教員による広報部が本年9月に立ち上がり、在校生による学校紹介を実施するなど、情報発信の強化に取り組んでいるとお伺いしております。さらに、教育留学の取り組みとして、一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム主催の地域みらい留学フェスタや高知県主催の移住フェアに参加し、県外からの入学生確保のための取り組みも開始したとお聞きしています。

今後の支援といたしましては、住みなれた地元で夢が実現でき、行きたい学校に進むことができるよう、公設塾を設置し、室戸高校と連携しながら、学力向上につなげていくことが非常に効果的であると考えております。公設塾の設置に当たりましては、その運営方法や課題について室戸高校を初め、関係機関と協議・調整を行い、実現に向けて取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、室戸高校の存続は、学校・行政・地域が一体となって室戸市全体で継続して取り組んでいくべき課題であると認識しております。この課題の解決のため、さらなる室戸高校の魅力化を図り、入学生40人の確保を実現するためには、まず室戸高校には、市内外から来たくくなるような特色ある学校づくりや進路保障を行っていただき、それを室戸市全体で支えていくという取り組みを強化していかなければならないと考えております。室戸市に

欠かせない学校でありますので、教育委員会だけでなく、市として、市民として、それぞれの立場から何ができるのかを考えなければならない時期に来ているのではないかと思います。今後は、室戸高校との協議を重ね、室戸高校魅力化の会で検討された具体的な支援方法を行政や一般市民一人一人が行動に移す地道な活動により課題を解決していきたいと考えています。以上でございます。

○議長（塚 喜久美君） これをもって町田又一議員の質問を終結いたします。

健康管理のため、2時50分まで休憩をいたします。

午後2時29分 休憩

午後2時48分 再開

○議長（塚 喜久美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹中真智子議員の質問を許可いたします。竹中真智子議員。

○2番（竹中真智子君） 2番竹中真智子。市民を代表して12月定例会において通告に従い一般質問をさせていただきます。

その前に、さきの台風15号、19号でお亡くなりになられました方々に心からお悔やみを申し上げ、また被災をされました方々の一日も早い復旧を心より願ってお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

1、市長の政治姿勢について。

(1)災害対策について。

去る10月12日、台風19号は、室戸沖を通り、19時ごろ静岡県伊豆半島に上陸をし、死者、行方不明者101名、関東から福島県を縦断し、各地に甚大な被害を与え、大きな爪跡を残して通り過ぎていった台風19号ですが、日本の3大台風に加えられた昭和9年の室戸台風と匹敵すると言われて、テレビなどでは10月7日、発生したこの台風の中心気圧は、915ヘクトパスカル、最大瞬間風速55メートル、非常に強い台風と報道され、十分警戒するようにとやかましく言われておりました。その台風が、高知県沖を通過し、室戸岬を東に回った東海岸、室戸岬から佐喜浜入木にかけて被害が発生をし、三津漁港周辺、鹿岡の夫婦岩周辺、その近くで営業していたドライブインや水産会社は、波による被害を受け、三津から佐喜浜にかけての国道は、台風の大波に洗われ、その波は道路を越えて田畑も海水が入り込み、畑の石垣も波によって壊されております。入木では、波よけ堤防が壊れ、海水は人家に押し寄せ、そして国道へと押し寄せて、住人が避難をしたりで怖かったという声を聞きました。

そういったときに、室戸市長として、その被害に遭われたところを台風通過直後に視察はしましたでしょうか。その日に行きましたでしょうか。聞くところによりますと、市長は高知のほうにおられたようですが、これまでの市長は、すぐに対策本部を設置して、取り組んできた経緯があると聞いておりますが、あなたはそういうことをしないのでしょうか。それで、市民に顔向けができるのですか。市民への裏切り行為ではないのですか。この台風は、13都県にま

たがり、大変な被害を与え、死者98名、行方不明者3名、記録的な被害をもたらし、広くニュースやワイドショーなどで取り上げられ、報道各社が何日も何日もこの台風の被害の実情を伝えておりました。その報道の中で、台風15号の直撃を受けた千葉県の台風被害のことやゴルフ場のネット倒壊のことなど、放送とともに森田健作千葉県知事の台風上陸後の対応は、マスコミに取り上げられ、県民の厳しい非難の声がたくさん上がり、伝えられておりました。昭和9年の室戸台風に並ぶと言われる勢力を持った19号台風が近づいてきているときに、室戸を留守にして、高知に行かないと、高知に滞在をしていないといけない理由は何だったのですか。その日でないとだめだったのですか。災害の起きる可能性の高いと思われるときの市長のとるべき災害対策についてお聞きをいたします。

## 2、防災対策について。

### (1)避難場所、学校のトイレについて。

各地域にあります小・中学校は、災害の起こったときには住民の避難場所として指定をされておりますが、その学校のトイレに洋便器の取り付け設置ができないものかと思ってお聞きをいたします。避難所となりますところは、障害のある人や高齢者に配慮が必要です。高齢者が多くなっている室戸市ですが、膝や腰を痛めて立ったり座ったり、思うようにできない方々も対応できる洋便器の取り付け設置ができないものかとお聞きをいたします。

## 3、水産対策について。

### (1)いそ焼け対策について。

いそ焼けの起きる原因は、なぜ起きるのですか、お聞きします。

いそ焼けが起きると、カジメやホンダワラが育ちにくく、小魚が海岸に寄ってこない、本来はその小魚を追ってブリやハマチなどの青魚類が寄ってくるのですが、それも寄ってこない。そうすると定置網漁業や一本釣り漁業に影響が出ます。貝類は真っ先に多大な影響を受けますので、早急な対応が望まれます。先人たちが残してくれた大切な海を、私たちは守っていかなければならない努めがあります。地球に住んでいる全ての生命体は、海より生まれ出てきたと言われております。私たちのふるさとである海をもっともっときれいにし、全ての魚類が私たちの世を支えてくれる海にしたいものです。いそ焼け対策の実態調査は、どのように取り組まれるのか、お聞きをいたします。

### (2)サンゴ船漁について。

サンゴ漁に携わる漁師たちの国保税や市県民税など税収が上がっておりますが、漁は1年のうち3カ月の禁漁期間が定められ、日の出から午後2時までとの厳しい規制の中でサンゴ漁が行われております。資源の枯渇化を防ぐため、昨年より禁漁区域を定めて、ふやすための養殖が始まっております。これについて、室戸市は、予算化するとのことでしたが、本年度は予算化の取り組みはなく、サンゴ漁対策について取り組まなければならないと思いますが、来年度はどのように取り組む段取りなのか、お聞きをします。

ワシントン条約によって規制がかかる中で、こういう現状を国際的にもアピールする必要があるのではないのでしょうか。水産業の中で、サンゴ漁ができなくなると、室戸市の税収にも大きく響くと思います。先人たちが残してくれた宝の海を、私たちは守っていかなければならない努めがあります。予算化の実現を実行していただくため、お伺いをいたします。

4、ドクターヘリについて。

(1)ドクターヘリ離発着場の整備について。

高知県でドクターヘリが常時運航できるようになったのは、平成23年のことで、それには室戸市で発生した大変悲しい事故で亡くなられた室戸高校に通われていた男子学生の命が礎となっております。平成20年3月、室戸高校1年生の男子学生が、校舎の清掃のときに4階の窓から転落をするという事故が発生し、そのとき当時防災ヘリと呼ばれていたヘリコプターで高知市内の病院へ搬送されましたが、残念な結果となりました。この子の死を無駄にすまいと、当時室戸市議会議員をしていた祖父に当たる市議と御両親が失意の中で常時医師を乗せて救急の現場へ出向き、ヘリの中で医療を受けながら病院へ搬送のできるいわゆるドクターヘリの運航を各方面にと働きかけ、事故から3年後の平成23年、四国ではどの県よりも早く高知県でドクターヘリが飛ぶようになったのです。このドクターヘリの運航に際しては、当時、県議会議員をしておりました植田市長もその思いをつなげてくださり、それが現在にと至って、多くの方が命を助けてもらっております。そのヘリコプターの離発着のできるヘリポートの増設、整備を要望するものです。室戸市は、事故や急患が出た際には、救急車でほとんどの事例で市外への病院搬送となっており、その中で一刻も早く医師の高度な医療を受けなければ命が危険にさらされるという事態も多くあると考えます。陸路での輸送では、最短で10分程度、最長では2時間40～50分と大変時間がかかっております。重篤な状態のときには、ヘリポートがもう少し整備をされていたら、助かる命ももっとあると考えますので、お伺いをいたします。

(2)運航時間について。

これは、植田市長に県に対しての取り組みについてお聞きをいたします。

ドクターヘリの件は、御承知のように、高知県の事業でございますが、このドクターヘリの運航時間の拡大を県に対して声を上げてほしいのです。ドクターヘリの運航時間は、夏場は8時半から18時半まで、冬場は8時半から16時20分までとなっておりますが、夏場は朝5時ともなれば大変明るくなっております。人材確保や予算面で大変厳しいかもしれませんが、声を上げないとその思いは届かない、声を上げ続けることで、事態が動き、検討されることにもなると思います。医療僻地と言っても過言でない今の室戸市の現状を思うとき、ドクターヘリの運航に際しては、懸命に取り組み、奔走された植田市長であるからこそ、県のほうへ声を上げてくださることへの取り組みについてお伺いをいたします。

以上、竹中真智子、1回目の質問を終わります。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中真智子議員にお答えをいたします。

まず、大きな1点目の市長の政治姿勢についての(1)災害対策についてであります。

令和元年、台風19号の災害につきましては、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、13都県で98名が死亡、3名が行方不明となるなど、甚大な被害を及ぼしました。本市におきましても、高波により、車庫の全壊が1件、外壁や建具等が損傷した建物の被害等がありました。この災害により、お亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈りを申し上げますとともに、被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

この台風につきましては、発生当初から、発達状況や進行方向によっては、甚大な被害が危惧されておりました。その後、東寄りの進路となり、10月12日19時前に伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過しました。室戸市では、10月11日6時過ぎに波浪警報が発令され、第1配備体制で対応してまいりました。

なお、県内の沿岸市町村におきましても、1市が災害対策本部を設置したものの、11市町村が市町村配備体制、6市町が配備なしの状況でありました。

私の対応につきまして、10月11日は、四国市長会議が香川県坂出市で開催をされ、県外出張でありましたが、同日中には帰宅し、不測の事態に備えておりました。また、不在の間には、室戸市で待機していた副市長や防災対策課長に対し、電話にて指示を出すなどの対応を行ったところであります。12日朝には、被災者の方から直接お電話もいただきましたが、私自身、被害を受けた車庫や喫茶店、水産施設など、道中の状況も含めて、被災の状況を詳しく調査確認するとともに、通行どめ区域内に居住する職員に対しても調査を行うよう指示を出し、その後災害対策本部の調査班及び土木班に対しても、現地の調査を指示したところであります。さらに、調査完了後には、協議検討を行い、今後の高波災害への対応について見直しを行ったところであります。いずれにいたしましても、関東方面を通過した台風であっても、室戸市でも大きな被害が出るなど、近年巨大化する災害への対応としまして、早目の避難の呼びかけや配備体制の強化などに努めてまいります。

次に、4点目のドクターヘリについて、(2)運航時間についてであります。

ドクターヘリの運航時間につきましては、議員御案内のとおり、現在午前8時30分から日没35分前、または午後6時30分のいずれか早い時刻となっており、終了時刻は日没時間を考慮して、月ごとに設定をされております。また、運航条件につきましても、視界が1,500メートル以上で確保できない場合や風速15メートルから20メートル以上のときは、運航しない場合があります。

議員御質問のように、運航時間の拡大につきましては、県や基地病院、航空会社との調整が必要であり、また高知県ドクターヘリ運航調整委員会における承認も受けなければなりません。しかしながら、現在、本市には、救急医療機関がないなど、十分な医療体制が整っているとは言いがたい状況でありますので、市民の皆様方に質の高い救急医療を少しでも早く受診して

いただけるように、関係機関と調整の上、今後運航時間の拡大についても要望してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。関係課長から補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（堺 喜久美君） 大西防災対策課長。

○防災対策課長（大西 亨君） 竹中真智子議員に、大きな2点目の防災対策についての(1)避難所のトイレについてお答えいたします。

現在、市内の小中学校のうち、地域防災計画で指定している避難所は11校あり、閉校の2校を除く9校のうち、8校において、体育館など避難場所にあるトイレは洋式トイレとなっております。避難場所となる体育館のトイレが洋式となっていない室戸小学校につきましては、今年度中に避難所運営マニュアルを作成する予定であり、マニュアルを作成した避難所を対象とした県補助事業により、来年度にトイレの洋式化を行う予定で要望を行っているところであります。

なお、南海トラフ地震の発生時には、水洗トイレが使えなくなることも考えられるため、各避難所には仮設トイレとして、組み立て式の洋式トイレを配備しております。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 中屋産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（中屋秀志君） 竹中真智子議員にお答えいたします。

大きな3点目の(1)いそ焼け対策についてでございますが、まずいそ焼けの原因につきましては、海流の変化、それから藻食生物による食害、大量の河川水や砂泥の流入などさまざまな要因が挙げられているところであります。専門家によれば、室戸沖だけでなく、高知県沿岸部全域で海水温の上昇により海藻の成長が阻害され、ブダイやウニなどの食害にも遭いやすくなっているとのことでございます。

次に、いそ焼けの実態調査についてであります。国の事業で水産多面的機能発揮対策事業の中に藻場保全活動に対する補助制度がございます。本市では室戸岬町の東側沿岸域の高岡・三津・椎名の漁協関係者で構成いたします室戸海洋資源保全協議会と平成28年9月に協定を結びまして、5カ年計画で種苗の投入やブダイなどの食害生物の除去、繁茂状況のモニタリング活動が行われております。また、平成31年3月には、室津港内の藻場の繁茂状況の潜水調査を行いまして、種苗投入による一定の成果を確認したところであります。投入からの期間が短いため、今後も継続的な調査を行い、その効果を判断し、藻場保全に取り組んでまいります。

次に、サンゴ漁に対する予算化についてのお尋ねがございましたが、サンゴの放流につきましては、NPO法人の宝石珊瑚保護育成協議会が昨年度実施したところであります。この活動は、サンゴ漁をしている漁師が会員となっている同協議会が、漁師さんから会費と種苗提供を受けまして、種苗研究進めながら自主的に行っている活動でございます。この活動において、



協議会から室戸市に対しまして具体的な支援要請はございませんでしたが、種苗投入から成果が出るまで長い年月が必要であり、ワシントン条約に絡んだデリケートな取り組みでございますので、本市におきましてもオブザーバーという立場で位置づけしております。このような種苗投入活動は、サンゴ資源保護・育成の観点から、大変重要であると認識しております。今後におきましては、協議会に対し必要に応じ活動への具体的支援策等を検討してまいります。

○議長（堺 喜久美君） 藤本消防長。

○消防長（藤本 昇君） 竹中真智子議員に大きな4点目、ドクターヘリについての(1)ドクターヘリ離発着場の整備についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、関係各位の御尽力によりまして、平成23年3月から四国では一番早く高知県ドクターヘリが運航を開始されたところでございます。本市の管内ヘリポートにつきましては、消防署裏や神ノ前公園、高岡漁港ヘリポートを使用し、傷病者の容体によっては臨時ランデブーポイントとして東方面においては佐喜浜クリーンセンター、西方面においては富士鍛工駐車場、そして行当グラウンド、それ以外につきましても、現場の状況や傷病者の容体などを鑑みて、とろむ駐車場等も使用しております。また、管内から出た場合、高知方面であれば安田町結いの丘駐車場ヘリポート、安芸市土居ヘリポート、徳島方面であれば、東洋町の押野公園等でドクターヘリと中継を行っているところであります。そして、消防としましては、来年度建設予定であります岬防災コミュニティセンターに新たなランデブーポイントとして整備予定をしております。本市には、救急医療機関がないため、ほとんど管外搬送となり、昨年の搬送時間では、傷病者の車内収容から病院到着までに平均61分を要しております。一刻を争う救急現場においては、重篤な傷病者になれば、陸路での長時間の救急搬送は、傷病者に対して負担が大きくなり、少しでも早く傷病者に対して質の高い救急医療を受診していただく必要があることから、ドクターヘリは欠かすことのできない重要な存在であります。これからも救急隊のスキルを向上し、的確で迅速な救急搬送となるよう、取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 竹中真智子議員の2回目の質問を許可いたします。竹中真智子議員。

○2番（竹中真智子君） 竹中真智子、2回目の質問をさせていただきます。

市長さん、植田市長、先日のこの19号台風のときの話でございますけれども、市長はそれぞれの職員に指示を出していたのでという旨のお話がありました。先ほども質問の中に入れましたように、この台風というのは、昭和9年の室戸台風に匹敵する台風とマスコミ、そのほかでも大変やかましく言われていた中、その日予定をされておりました行事などもキャンセルになったりしていたと聞いております。そんな中で、災害が起こるかもしれない重要な逼迫したことが迫ってきております。しかも、地震と違い、台風というのは、ある程度予測ができるところでございます。その台風が襲来をする、直撃はしないかもしれないけれども、大変大きな

台風で、室戸の沖をかすめていく、災害が予想されるっていうときに、室戸に不在というのは、これは市民感情として非常に納得がいきません。9月議会のときに市長にお伺いをいたしました。室戸市民の命を何と考えていますかとお伺いをいたしましたら、そのときの答弁に、最も大切なものだと考えていますとお返事をされておりました。最も大切な約1万3,000の市民の命がまともにかかっているときに、室戸の町を後にして、指示を出したからそれでいいというのは、ちょっと見直していただきたいと思います。地震はいつやってくるかもわかりません。でも台風はある程度の情報をいただくことができますので、それは軽くなめないでいただきたいと思っております。だって、市長は、身を軽くして、いつも動き回っています。役所の庁内で市長の姿を探し当てるのが大変だと言われるくらい、あちこちに出向いて行かれて公務をこなしているのはよく承知をしております。けれども、市長が先頭に立ってそうやって身を軽くして動き回って指示をする姿を現場で見る職員も、それから現場で見る市民も、ああこの市長さんは、やっぱり私たち市民とともに行動してくれている、私たちの気持ちがわかる大変身近な市長さんなんだということを思うのではないかと思うわけです。今回はたまたま室戸は直撃ということは免れましたけれども、大きな災害が起こり得るような事前に言われていました情報から判断しますと、もう少し室戸市民のことを大事に考えていただきたいと思っておりますので、市長の答弁を求めます。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中真智子議員の2回目の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

台風19号への対応ということで、いろいろ御指摘をいただきました。室戸市にいないということは、市民を軽んじてないか、市民の命を軽んじた行動になっていないかといった御指摘だとか、軽くなめないでもらいたいといった御指摘もありましたけれども、私の思いは決してそんな思いはありませんし、市民の命は最も大切なものであって、真剣に考えて取り組んでいますことを申し上げさせていただきたいと思っております。この日は、ちょうど1回目の答弁でも申し上げましたとおり、市長会がありまして、四国4県の市長さんはほとんど参加をしておりました。徳島県の県下の市長さんも参加でございました。そういう中で、非常に大事な、重要要望事項などを協議する市長会でありまして、私が出席するかしないかということは、現状の台風の環境を見ながら参加すべきであるという判断で出ておりまして、その帰り道等、あるいは行く道にも室戸市の防災対策課長には電話も入れさせていただいて、状況等も把握しながら行動した1日でございます。竹中真智子議員が指摘されますように、市民の命を軽んじたりあるいはまた地元に戻り着いていなかったら今回台風のことに十二分に対策できてなかったんじゃないかといったようなことの指摘を受けるようなことには至らないという判断の状況でございましたことを答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（堺 喜久美君） これをもって竹中真智子議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会をいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

あすは一般質問です。午前10時にこの議場に御参集をお願いいたします。

お疲れさまでございました。

午後 3 時 21 分 延会